

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月20日

【会社名】 株式会社モバイルファクトリー

【英訳名】 Mobile Factory, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 宮嶋 裕二

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田一丁目24番2号

【電話番号】 03-3447-1181

【事務連絡者氏名】 取締役 深井 未来生

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田一丁目24番2号

【電話番号】 03-3447-1181

【事務連絡者氏名】 取締役 深井 未来生

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 279,055,000円
売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 940,680,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 179,560,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	245,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年2月20日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年3月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成27年2月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式134,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年3月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	245,000	279,055,000	151,018,000
計（総発行株式）	245,000	279,055,000	151,018,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年2月20日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,340円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は328,300,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成27年 3月19日(木) 至 平成27年 3月24日(火)	未定 (注) 4 .	平成27年 3月25日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 3月 6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 3月17日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 3月 6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 3月17日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年 2月20日開催の取締役会において、平成27年 3月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成27年 3月26日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成27年 3月10日から平成27年 3月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	245,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成27年3月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		245,000	

(注) 1. 引受株式数については、平成27年3月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年3月17日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
302,036,000	8,000,000	294,036,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,340円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額294,036千円は、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限165,195千円と合わせて、主にソーシャルアプリサービスの拡大に向けた投資に充当する予定であり、位置情報連動型ゲーム及びスマートノベルの新規アプリの開発費用として340,000千円（平成27年12月期：140,000千円、平成28年12月期：100,000千円、平成29年12月期：100,000千円）を充当予定であります。

ソーシャルアプリサービス及びコンテンツサービスの運営中サービスの売上を拡大するための外注費として30,000千円（平成27年12月期：10,000千円、平成28年12月期：10,000千円、平成29年12月期：10,000千円）を充当予定であり、具体的にはスマートノベルにおけるイベントのシナリオ等の外注費、位置情報連動型ゲームの新規キャラクター追加のためのイラストの外注費、コンテンツサービスにおける着メロ楽曲増加に対応する外注費になります。

ソーシャルアプリサービスのうち新規にリリースする位置情報連動型ゲームの広告費として34,000千円（平成27年12月期：8,000千円、平成28年12月期：13,000千円、平成29年12月期：13,000千円）を充当いたします。

また、各サービスの安定した運営のためにサーバー機器購入費用として48,000千円（平成27年12月期：16,000千円、平成28年12月期：16,000千円、平成29年12月期：16,000千円）を充当いたします。残額については、優秀な人材確保のための採用及び研修費用に充当いたします。

なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

ソーシャルアプリサービス、コンテンツサービスの内容については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年3月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	702,000	940,680,000	東京都千代田区四番町6番 株式会社オプト 702,000株
計（総売出株式）		702,000	940,680,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,340円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は引受人に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
モバイルファクトリー従業員持株会	上限6,000株	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成27年 3月19日(木) 至 平成27年 3月24日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の 全国の本 支店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 水戸証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番 12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7 番1号 東海東京証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目6番 11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番12号 SMBCFRIEND証券株式会社	未定 (注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年3月17日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 引受人は売出株式数のうち、2,000株を上限として全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち 入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	134,000	179,560,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 134,000株
計(総売出株式)		134,000	179,560,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年2月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式134,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,340円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 .	自 平成27年 3月19日(木) 至 平成27年 3月24日(火)	100	未定 (注) 1 .	株式会社SBI証券 の本店及び営業所		

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)8 .に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である宮脇裕二（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年2月20日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式134,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式134,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成27年4月30日（木）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿西口支店 東京都新宿区西新宿一丁目7番2号

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当てまたは下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年4月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ当社代表取締役である宮脇裕二、当社株主かつ当社取締役である深井未来生及び宮井秀卓は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

売出人である株式会社オプトは、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年6月23日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成27年9月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年2月20日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

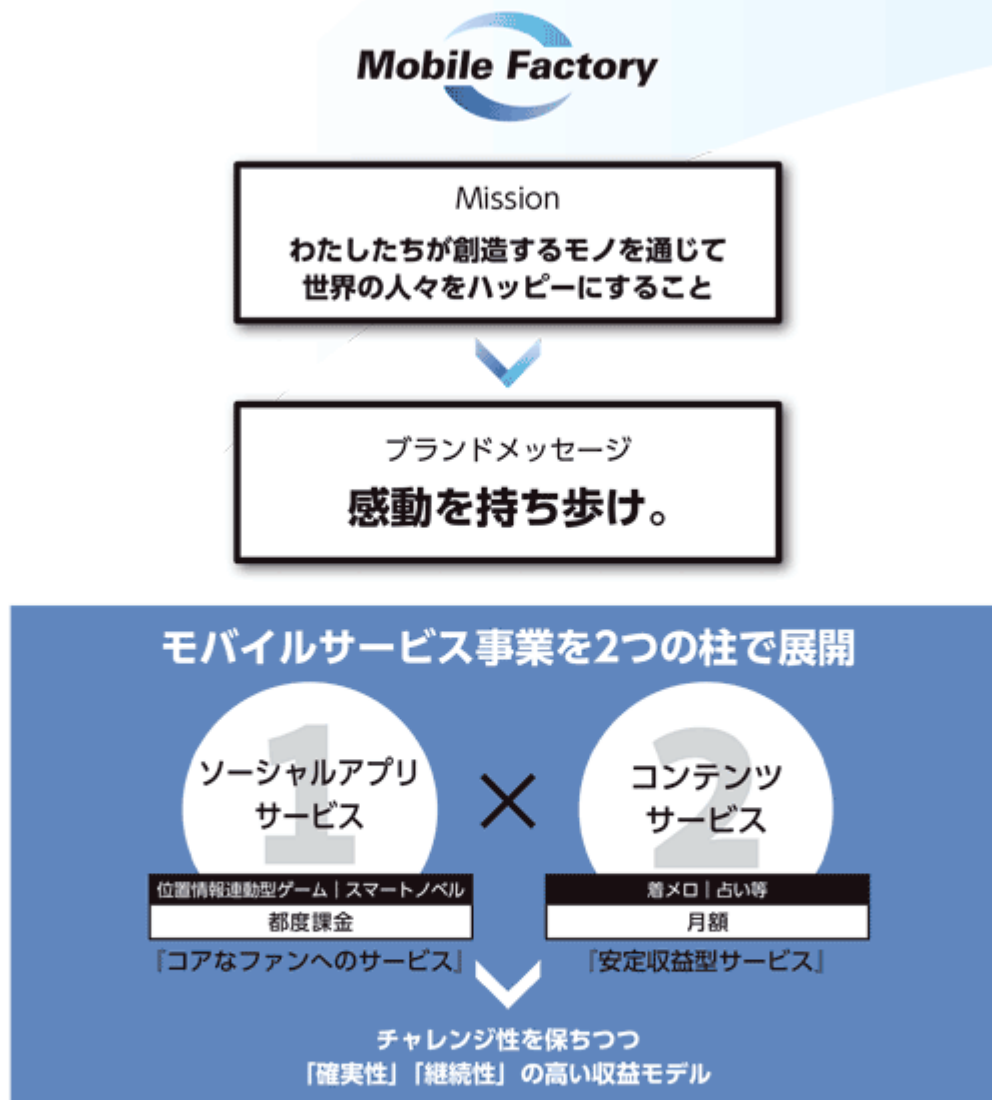
第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙及び裏表紙に、当社のロゴマーク及び当社が提供するサービスのキャラクター「ニャッシュ」を記載いたします。
- (2) 表紙に当社のブランドメッセージ「感動を持ち歩け。」を記載いたします。
- (3) 表紙の次に、「1. 事業の概況」～「3. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概況



当社は、「わたしたちが創造するモノを通じて世界の人々をハッピーにすること。それがモバイルファクトリーの存在意義である」の使命（Mission）のもと、ユーザーが感動するコンテンツを提供することを経営方針としております。

当社サービスは、(1) ユーザーが他のユーザーと交流するサービスを提供する「ソーシャルアプリサービス」、(2) 主に個人で着メロや占い等のエンターテインメントを楽しむサイトを運営する「コンテンツサービス」の二つに分類できます。

当社サービスの収益構造は次のとおりであります。ソーシャルアプリサービスは、有料課金収入で構成されており、ユーザーは当サービスを基本無料で利用できますが、一部アイテムや機能を有料サービスとして提供しております。コンテンツサービスは、ソーシャルアプリサービス同様に有料課金収入で構成されておりますが、ユーザーは当社サービスを利用するために月額利用料を当社にお支払いいただき、月額利用料の範囲内でサービス提供しております。

2. 事業の内容

(1) ソーシャルアプリサービス

SNSプラットフォーム(注1)やアプリマーケット(注2)等を通して、主にゲームアプリを中心に配信するサービスであります。ユーザー同士が協力又は競争等、交流を行いながらサービスの利用を頂いております。これらのサービスは、一部イラストやシナリオについては外部委託先に制作依頼をしておりますが、システムの開発等については社内において実施しております。また、制作したサービスは、SNSプラットフォーム又はアプリマーケットに提供しておりますが、一部の作品については業務提携先企業のブランドで提供しております。なお、ソーシャルアプリサービスでは「位置情報連動型ゲーム」と「スマートノベル」分野においてサービス提供を行っております。

① 位置情報連動型ゲーム

位置情報連動型ゲーム(注3)は、位置情報サービスプラットフォーム(注4)等で行われるゲームになります。当該ジャンルの「駅奪取PLUS」は平成23年12月よりサービスを開始しており、平成27年1月末現在、連続してログイン（サービスにアクセスすること）した日数が1,000日以上を数えるユーザーが2,000人を超える等、長く楽しんでいただいております。特徴は、(イ)身近な「鉄道駅」を他人と奪い合うという競争要素、(ロ)実際に訪れた場所が履歴として残るライフログ要素、(ハ)奪取済みの駅や路線、称号等を集めるコレクション要素があります。当サービスを利用するユーザーは、通勤・通学、旅行または出張等の移動そのものを楽しみに変えることができます。平成26年6月には「駅奪取PLUS」の駅を奪い合う楽しさを維持しつつ、より駅を収集する楽しさを追求した「ステーションメモリーズ！」をリリースいたしました。当社では、ユーザーがアクティブに利用いただけるよう、夏休みや年末年始といった行事がある時期に関連したイベント等を配信するとともに、ゲームの魅力を向上させております。



ゲーム内で位置登録をすることで、プレイヤーから最も近い鉄道駅をその時点の保有者である別プレイヤーから奪取することができます。奪取した駅は保有できますが、再び別プレイヤーが同じ駅の近くで位置登録をすると奪取されます。

保有した時間や回数によりポイントが加算されます。奪取駅の数や鉄道路線の数、都道府県の制覇率等で得られる称号をコレクションすることもできます。

② スマートノベル

スマートノベルは、ユーザーがストーリー性のあるシナリオを楽しむことを目的としたノベル型ゲームであります。現在は主に男性向け恋愛シミュレーションゲームを運営しており、ターゲットは10代から30代の男性で、中でも特に少年漫画誌の読者層となり、少年漫画誌を彷彿させるような健全なラブコメのシナリオが特徴になります。平成27年1月末日現在、累計200万人にインストールされています。当初ウェブアプリ(注5)によるサービス中心でありましたが、平成26年5月よりネイティブアプリ(注6)のサービスを本格的に展開しており、ネイティブアプリでは、音楽やボイスを入れることにより臨場感が生まれて、更にシナリオに感情移入できるようにサービス提供を進めております。なお、今後は10代から30代の男性向けに限定せずに幅広いユーザーに感動していただけるようなサービスを提供してまいります。

「おかわりいかが?ご主人様!!」



プラットフォーム GREE/Mobage/mixi/dゲーム

プレイヤーがメイド喫茶の店長となり、個性豊かなメイドたちとのラブコメ風の恋愛模様を、豊富なイラスト付きノベル形式で読み進める男性向け恋愛シミュレーションゲーム

「俺の彼女が2人とも可愛すぎる!」



プラットフォーム GREE/Mobage

学校を舞台とし、プレイヤーが同時に2人から告白されるシチュエーションから始まるラブコメ風のシナリオを、豊富なイラスト付きノベル形式で読み進める男性向け恋愛シミュレーションゲーム

プレイヤーが主人公となり、ゲーム中に登場する複数の女性キャラクターのうちお気に入りの1人を選んでイラスト付きの物語を読み進めます。

途中で女性キャラクターを変更することもできます。不定期のイベントでは、本編には登場しないシナリオやイラストが楽しめます。

(2) コンテンツサービス

主に通信キャリア(注7)が運営するメニューに着メロや占い等のサイトを提供しており、自社で直運営する自社モデル形式(注8)と他社の名義で運営するOEMモデル形式(注9)があります。フィーチャーフォンはOEMモデル形式の割合が6割となっておりますが、スマートフォンサイトは1サイトのみOEMモデル形式で残り4サイトは自社モデル形式になります。一部の着メロの楽曲制作や占いコンテンツ等の許諾を外部から受けておりますが、着メロ音源の制作、サイトの開発及び運営は社内で行っております。平成27年1月末日現在、スマートフォンサイト5本、フィーチャーフォンサイト50本を運営しており、有料月額会員数は28万人を超えております。

① 着メロ

着メロは、スマートフォン、フィーチャーフォンにて配信を行っております。J-POP、洋楽、アニメ、K-POPといった幅広いジャンルの着メロ、着信音、メール音が、月額100円(税抜)から300円(税抜)で取り放題というサービスです。特徴は、(イ)自社内制作の高音質サウンド、(ロ)ドラマ、映画、CM等で話題が旬のうちに追加できる体制とノウハウがあることです。平成16年5月からサービスを開始し、平成26年に10周年を迎えました。当社は、その時点で効果的な広告手法を取り入れてユーザーの獲得をしており、現在はフィーチャーフォンの有料会員数は減少しておりますが、スマートフォンの有料会員数は増加しております。

「最新曲★全曲取り放題」

モバイルコンテンツ

効果音・着ボイス
メール着信音・オルゴールも
全部取り放題♪

最新曲★
全曲取り放題

フィーチャーフォン Android iPhone対応

J-POP・洋楽に効果音・オルゴールやアニメ曲など着メロが全て取り放題の着メロサイト

「レコチョコ メロディ」

モバイルコンテンツ

レコチョコ
メロディ

株式会社レコチョコ協業

Android専用
着信メロディコンテンツ

docomo・au・SoftBank対応

株式会社レコチョコとの協業サービスとして着メロ・効果音・オルゴールが取り放題の着メロサイト

「PaPatto♪」

モバイルコンテンツ

着うた®着メロを
ぱぱっと簡単設定♪

Papatto

Android2.3.3以上対応

着うた®(注10)・着メロを着信音、通知音、Gmail着信音、アラームとして"ぱぱっと"簡単設定できる無料アプリ

「ametto」

モバイルコンテンツ

メロディーが聞こえたら…
傘を持ってでかけよう

ametto

● Android2.3.3以上対応

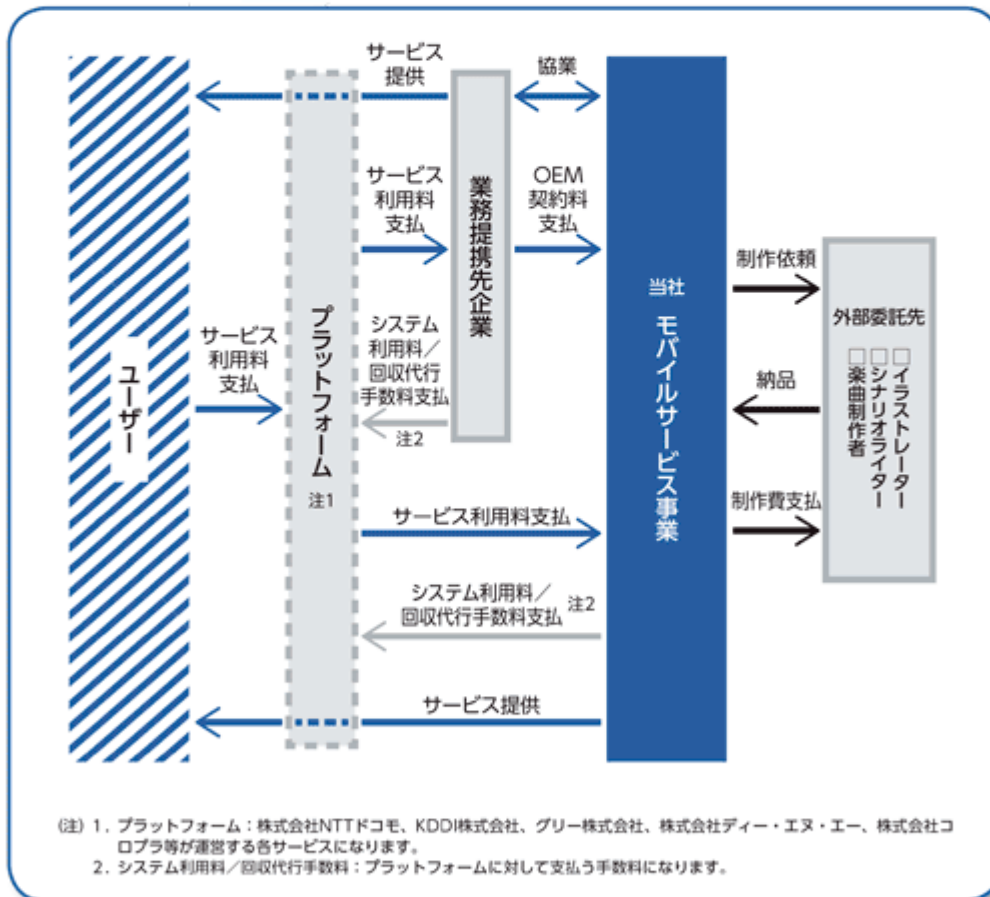
好きな通知音で雨をお知らせ。無料効果音も内蔵されており、気分に合わせて通知音を変えられる便利な雨通知アプリ

② その他

その他は、占い等のサイトを中心に運営しており、占いは韓国人占い師「魚ちゃん」本人監修の「魚ちゃん☆激辛占い」にて「激辛な」占いを配信しております。

- (注1) SNSプラットフォーム：GREE株式会社が運営するGREE、株式会社ディー・エヌ・エーが運営するMobage、株式会社ミクシィが運営するmixi等のプラットフォーム
- (注2) アプリマーケット：App Store、Google Play等のアプリケーションを流通させるオンラインサービス
- (注3) 位置情報連動型ゲーム：スマートフォン及びフィーチャーフォンの位置情報登録システムを利用したゲーム
- (注4) 位置情報サービスプラットフォーム：株式会社コロプラ等が提供している位置情報を利用したゲームを提供するプラットフォーム
- (注5) ウェブアプリ：ブラウザを利用し、インターネット経由でアプリを利用するため、ダウンロードが不要なアプリケーション
- (注6) ネイティブアプリ：App Store、Google Play等のマーケットを通じて端末にダウンロードして利用するアプリケーション
- (注7) 通信キャリア：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等の電気通信事業者
- (注8) 自社モデル形式：自社で開発から運営まで行うタイプのサービスです。集客等のプロモーションコストを負担する必要がありますが、課金収入のすべてが売上となります。
- (注9) OEMモデル形式：他社名義で運営されるタイプのサービスです。当社は、開発とシステム面の運用を行い、集客等のプロモーションは他社が行うためプロモーションコストはかかりませんが、当社の売上は、開発とシステム面の運用に対する収入の金額となります。
- (注10) 「着うた®」は株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標です。

事業系統図



3. 業績等の推移

【主要な経営指標等の推移】

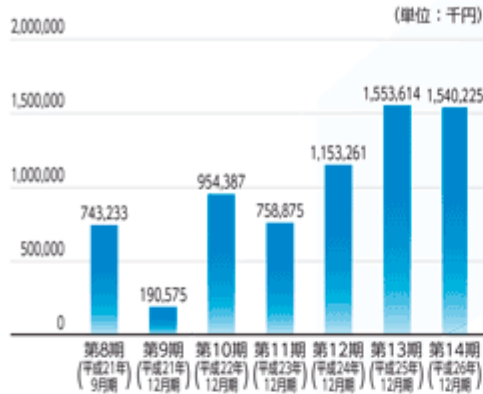
回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年9月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
売上高	(千円) 743,233	190,575	954,387	758,875	1,153,261	1,553,614	1,540,225
経常利益	(千円) 78,198	22,912	56,538	32,174	57,944	139,388	212,581
当期純利益	(千円) 41,525	13,211	25,479	3,701	23,471	68,039	118,326
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円) 224,500	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500
発行済株式総数	(株) 40,745	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745	2,037,250
純資産額	(千円) 653,348	666,560	692,039	695,740	719,212	787,252	905,579
総資産額	(千円) 745,780	748,723	876,913	806,531	958,466	1,057,790	1,184,693
1株当たり純資産額	(円) 16,035.06	16,359.31	16,984.66	17,075.49	353.03	386.43	444.51
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額	(円) 1,019.17	324.25	625.34	90.83	11.52	33.40	58.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 87.6	89.0	78.9	86.3	75.0	74.4	76.4
自己資本利益率	(%) 6.6	2.0	3.8	0.5	3.3	9.0	14.0
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	—	186,826	217,963	181,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	—	△111,734	△180,839	△124,946
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) —	—	—	—	531,429	568,553	624,806
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名) 48 (9)	49 (9)	52 (11)	51 (7)	57 (18)	73 (20)	74 (25)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の第2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 第9期は決算期変更により、平成21年10月1日から平成21年12月31日までの3カ月間となっております。
8. 第11期の当期純利益の大幅な減少は、減損損失の計上等によるものであります。
9. 当社は第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期から第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は1年間の平均人員を（）外数で記載しています。
11. 第12期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成26年11月19日付で1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記会計基準の適用により第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は平成26年10月24日開催の取締役会の決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）」の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第8期、第9期、第10期及び第11期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

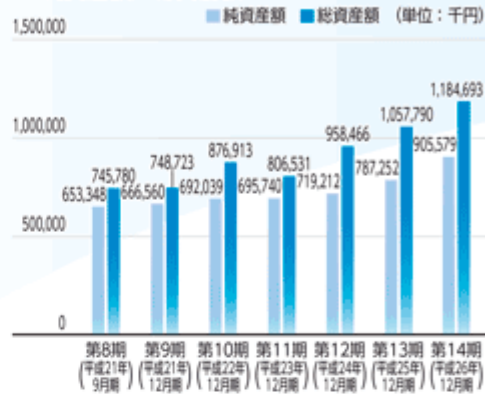
回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年9月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
1株当たり純資産額	(円) 320.70	327.19	339.69	341.51	353.03	386.43	444.51
1株当たり当期純利益金額	(円) 20.38	6.48	12.51	1.82	11.52	33.40	58.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円) —	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

13. 第14期については、金融商品取引法第193条の第2第1項の規定に基づく監査は未了となっております。

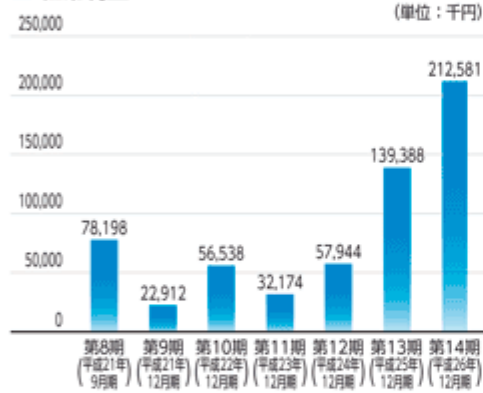
売上高



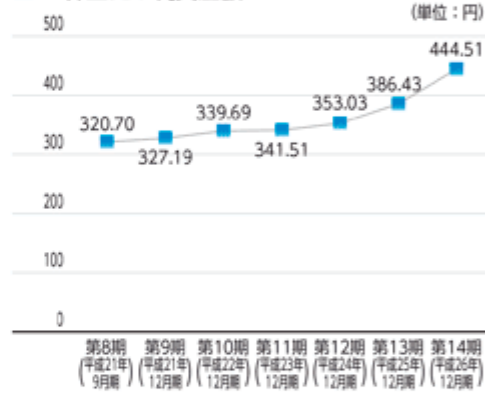
純資産額／総資産額



経常利益

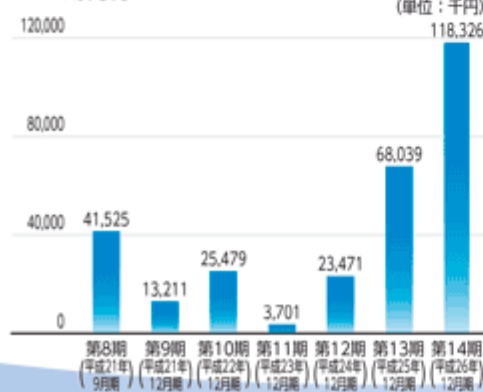


1株当たり純資産額

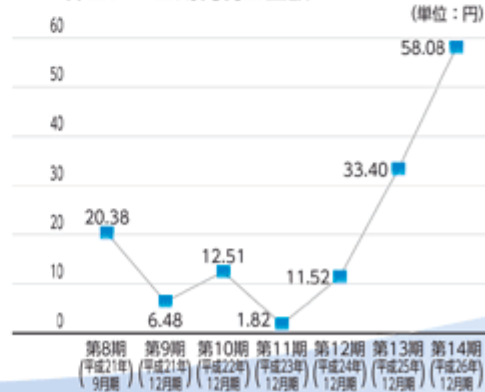


(注) 当社は、平成26年11月19日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」のグラフでは第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しております。

当期純利益



1株当たり当期純利益金額



(注) 当社は、平成26年11月19日付で株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記「1株当たり当期純利益金額」のグラフでは第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しております。

(注) 第9期は決算期変更により、平成21年10月1日から平成21年12月31日までの3カ月間となっております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成21年9月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
売上高 (千円)	743,233	190,575	954,387	758,875	1,153,261	1,553,614
経常利益 (千円)	78,198	22,912	56,538	32,174	57,944	139,388
当期純利益 (千円)	41,525	13,211	25,479	3,701	23,471	68,039
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)						
資本金 (千円)	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500
発行済株式総数 (株)	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745
純資産額 (千円)	653,348	666,560	692,039	695,740	719,212	787,252
総資産額 (千円)	745,780	748,723	876,913	806,531	958,466	1,057,790
1株当たり純資産額 (円)	16,035.06	16,359.31	16,984.66	17,075.49	353.03	386.43
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,019.17	324.25	625.34	90.83	11.52	33.40
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)	87.6	89.0	78.9	86.3	75.0	74.4
自己資本利益率 (%)	6.6	2.0	3.8	0.5	3.3	9.0
株価収益率 (倍)						
配当性向 (%)						
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					186,826	217,963
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					111,734	180,839
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)						
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					531,429	568,553
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	48 (9)	49 (9)	52 (11)	51 (7)	57 (18)	73 (20)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第8期、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、監査を受けておりません。
7. 第9期は決算期変更により、平成21年10月1日から平成21年12月31日までの3カ月間となっております。
8. 第11期の当期純利益の大幅な減少は、減損損失の計上等によるものであります。
9. 当社は第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第8期から第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は1年間の平均人員を()外数で記載しています。
11. 第12期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成26年11月19日付で1株につき50株の株式分割を行っておりますが、上記会計基準の適用により第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は平成26年10月24日開催の取締役会の決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第8期、第9期、第10期及び第11期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成21年9月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額 (円)	320.70	327.19	339.69	341.51	353.03	386.43
1株当たり当期純利益金額 (円)	20.38	6.48	12.51	1.82	11.52	33.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)						
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()	()

2 【沿革】

年月	概要
平成13年10月	有限会社モバイルファクトリーを東京都荒川区西日暮里にて資本金350万円で設立
平成14年2月	着信メロディASPサービス「melop」をリリース
平成14年10月	着信メロディカード「メロプレ」(注1)をリリース 日本最大のノベルティ関連の展示会“プレミアムインセンティブショー”に出展 ベタ付け商品コンテストで「メロプレ」が準大賞を受賞
平成15年4月	株式会社モバイルファクトリーに組織変更
平成15年9月	東京都港区南青山に本社移転
平成16年5月	「着メロ」携帯電話向け公式サイトをリリース
平成16年11月	東京都目黒区目黒に本社移転
平成17年8月	モバイル専用アフィリエイト広告事業「ケータイアフィリエイト」(注1)をリリース
平成18年2月	携帯/PC対応Podcastingポータル事業「Caspee(キャスピー)」(注1)をリリース
平成18年6月	ブログによるクチコミプロモーション事業「BloMotion(プロモーション)」(注1)をリリース 東京都品川区西五反田に本社移転
平成19年2月	3D仮想空間「SecondLife」参入支援事業「SecondBuzz!!(セカンドバズ)」(注1)をリリース
平成19年3月	「デコレーションメール」携帯電話向け公式サイトをリリース
平成20年7月	「占い」携帯電話向け公式サイトをリリース
平成21年7月	株式会社オプトとの資本・業務提携を強化
平成21年11月	ジェイマジック株式会社よりモバイルメディア「顔ちえき!~誰に似てる?~」に関する事業を譲受(注2)
平成21年12月	ソーシャルアプリサービス開始
平成22年7月	Android向けサービス提供開始 ネイティブアプリ「クラシックの森」をAndroid Marketにてリリース
平成23年3月	位置情報連動型ゲーム参入 GREE Platformにて位置情報連動型ゲーム「駅奪取」の提供開始
平成23年10月	キャリア公式サイトをスマートフォン展開、「最新曲 全曲取り放題」をリリース スマートノベル参入、GREE Platformにて「おかえりなさいご主人様!!」をリリース
平成23年12月	株式会社コロブラの位置情報サービスプラットフォームコロブラへ参入 位置情報連動型ゲーム「駅奪取PLUS」をリリース
平成24年3月	東京都千代田区四番町に本社移転
平成24年6月	iPhone向けサービスの提供開始 ネイティブアプリ「着信音STORE」をApp Storeにてリリース
平成25年5月	株式会社レコチョクとの協業サービス開始、「レコチョクメロディ」への楽曲提供開始
平成25年7月	着信音設定アプリ「PaPatto」をリリース
平成25年10月	東京都品川区東五反田に本社移転 着信音サイトのiPhone版の提供を開始
平成26年5月	株式会社フジテレビジョンと業務提携
平成26年6月	位置情報連動型ゲーム「ステーションメモリーズ!」をリリース

(注1) 平成25年より前にサービスの提供を終了しております。

(注2) 平成25年1月にサービスの提供を終了しております。

3 【事業の内容】

当社は、『わたしたちが創造するモノを通じて世界の人々をハッピーにすること。それがモバイルファクトリーの存在意義である』の使命(Mission)のもと、ユーザーが感動するコンテンツを提供することを経営方針としております。

当社サービスは、(1)ユーザーが他のユーザーと交流するサービスを提供する「ソーシャルアプリサービス」、(2)主に個人で着メロや占い等のエンターテインメントを楽しむサイトを運営する「コンテンツサービス」の二つに分類できます。

当社サービスの収益構造は次のとおりであります。ソーシャルアプリサービスは、有料課金収入で構成されており、ユーザーは当サービスを基本無料で利用できますが、一部アイテムや機能を有料サービスとして提供しております。コンテンツサービスは、ソーシャルアプリサービス同様に有料課金収入で構成されておりますが、ユーザーは当社サービスを利用するために月額利用料を当社にお支払いいただき、月額利用料の範囲内でサービス提供しております。

なお、当社は、モバイルサービス事業の単一事業セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。そのため、主たるサービスごとに記載いたしますと以下のとおりになります。

(1)ソーシャルアプリサービス

SNSプラットフォーム(注1)やアプリマーケット(注2)等を通して、主にゲームアプリを中心に配信するサービスであります。ユーザー同士が協力又は競争等、交流を行いながらサービスの利用を頂いております。これらのサービスは、一部イラストやシナリオについては外部委託先に制作依頼をしておりますが、システムの開発等については社内において開発しております。また、制作したサービスは、SNSプラットフォーム又はアプリマーケットに提供しておりますが、一部の作品については業務提携先企業のブランドで提供しております。なお、ソーシャルアプリサービスでは「位置情報連動型ゲーム」と「スマートノベル」分野においてサービス提供を行っております。

位置情報連動型ゲーム

位置情報連動型ゲーム(注3)は、位置情報サービスプラットフォーム(注4)等で行われるゲームになります。当該ジャンルの「駅奪取PLUS」は平成23年12月よりサービスを開始しており、平成27年1月末現在、連続してログイン(サービスにアクセスすること)した日数が1,000日以上を数えるユーザーが2,000人を超える等、長く楽しんでいただいております。特徴は、(イ)身近な「鉄道駅」を他人と奪い合うという競争要素、(ロ)実際に訪れた場所が履歴として残るライフログ要素、(ハ)奪取済みの駅や路線、称号等を集めるコレクション要素があります。当サービスを利用するユーザーは、通勤・通学、旅行または出張等の移動そのものを楽しみに変えることができます。平成26年6月には「駅奪取PLUS」の駅を奪い合う楽しさを維持しつつ、より駅を収集する楽しさを追求した「ステーションメモリーズ!」をリリースいたしました。当社では、ユーザーがアクティブに利用いただけるよう、夏休みや年末年始といった行事がある時期に関連したイベント等を配信するとともに、ゲームの魅力を向上させております。

スマートノベル

スマートノベルは、ユーザーがストーリー性のあるシナリオを楽しむことを目的としたノベル型ゲームであります。現在は主に男性向け恋愛ゲームを運営しており、ターゲットは10代から30代の男性で、その中でも特に少年漫画誌の読者層となり、少年漫画誌を彷彿させるような健全なラブコメのシナリオが特徴になります。平成27年1月末日現在、累計200万人にインストールされております。当初ウェブアプリ(注5)によるサービス中心でしたが、平成26年5月よりネイティブアプリ(注6)のサービスを本格的に展開しており、ネイティブアプリでは、音楽やボイスを入れることにより臨場感が生まれて、更にシナリオに感情移入できるようにサービス提供を進めております。なお、今後は10代から30代の男性向けに限定せずに幅広いユーザーに感動していただけるようなサービスを提供してまいります。

ソーシャルアプリサービス

サービスジャンル	主要サービス名称	内容
位置情報連動型ゲーム	駅奪取PLUS ステーションメモリーズ!	位置情報を利用したゲームであり、コレクション要素も兼ね備えたゲームです。
スマートノベル	おかえりなさいご主人様!! おかわりいかが?ご主人様!! ただいまっ!うちカノジョ 恋Q部! 俺の彼女が2人とも可愛すぎる!	少年漫画誌を彷彿させるような健全なラブコメ的シナリオのノベルゲームです。

(2)コンテンツサービス

主に通信キャリア（注7）が運営するメニューに着メロや占い等のサイトを提供しており、自社で直運営する自社モデル形式（注8）と他社の名義で運営するOEMモデル形式（注9）があります。フィーチャーフォンはOEMモデル形式の割合が6割となっておりますが、スマートフォンサイトは1サイトのみOEMモデル形式で残り4サイトは自社モデル形式になります。一部の着メロの楽曲制作や占いコンテンツ等の許諾を外部から受けておりますが、着メロ音源の制作、サイトの開発及び運営は社内で行っております。平成27年1月末日現在、スマートフォンサイト5本、フィーチャーフォンサイト50本を運営しており、有料月額会員数も28万人を超えております。

着メロ

着メロは、スマートフォン、フィーチャーフォンにて配信を行っております。J-POP、洋楽、アニメ、K-POPといった幅広いジャンルの着メロ、着信音、メール音が、月額100円（税抜）から300円（税抜）で取り放題というサービスです。特徴は、(イ)自社内制作の高音質サウンド、(ロ)ドラマ、映画、CM等で話題が旬のうちに追加できる体制とノウハウがあることです。平成16年5月からサービスを開始し、平成26年に10周年を迎えました。当社は、その時点で効果的な広告手法を取り入れてユーザーの獲得をしており、現在はフィーチャーフォンの有料会員数は減少しておりますが、スマートフォンの有料会員数は増加しております。

その他

その他は、占い等のサイトを中心に運営しており、占いは韓国人占い師「魚ちゃん」本人監修の「魚ちゃん 激辛占い」にて「激辛な」占いを配信しております。

コンテンツサービス

サービスジャンル	主要サービス名称	内容
着メロ	最新曲 全曲取り放題 ヒットミュージック 取り放題	スマートフォン、フィーチャーフォンでの着メロ配信を行っております。自社モデル形式とOEMモデル形式があります。
その他	魚ちゃん 激辛占い スマ パラ	着メロ以外のサービスであり、総合エンタメサイトや占い、デコメサイトなどがあります。

(注1) SNSプラットフォーム：GREE株式会社が運営するGREE、株式会社ディー・エヌ・エーが運営するMobage、株式会社ミクシィが運営するmixi等のプラットフォーム

(注2) アプリマーケット：App Store、Google Play等のアプリケーションを流通させるオンラインサービス

(注3) 位置情報連動型ゲーム：スマートフォン及びフィーチャーフォンの位置情報登録システムを利用したゲーム

(注4) 位置情報サービスプラットフォーム：株式会社コロプラ等が提供している位置情報を利用したゲームを提供するプラットフォーム

(注5) ウェブアプリ：ブラウザを利用し、インターネット経由でアプリを利用するため、ダウンロードが不要なアプリケーション

(注6) ネイティブアプリ：App Store、Google Play等のマーケットを通じて端末にダウンロードして利用するアプリケーション

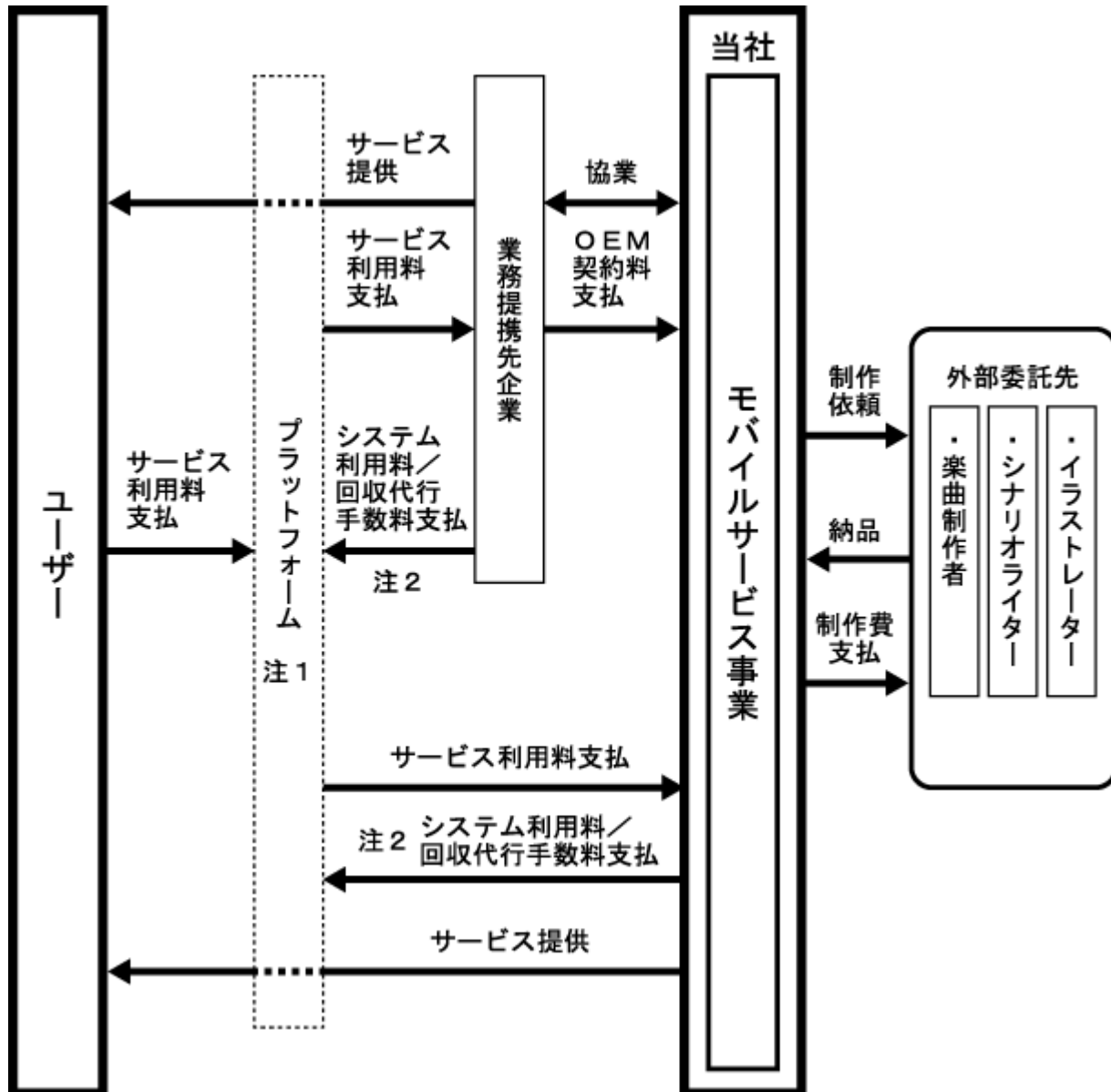
(注7) 通信キャリア：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社等の電気通信事業者

(注8) 自社モデル形式：自社で開発から運営まで行うタイプのサービスです。集客等のプロモーションコストを負担する必要はありますが、課金収入のすべてが売上となります。

(注9) OEMモデル形式：他社名義で運営されるタイプのサービスです。当社は、開発とシステム面の運用を行い、集客等のプロモーションは他社が行うためプロモーションコストはかかりませんが、当社の売上は、開発とシステム面の運用に対する収入の金額となります。

[事業系統図]

当社の事業系統図は次の通りであります。



(注) 1 . プラットフォーム：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、グリー株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー、株式会社コロプラ等が運営する各サービスになります。

2 . システム利用料/回収代行手数料：プラットフォームに対して支払う手数料になります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社オプト	東京都千代田区	7,617,986	広告・ソリューション事業	(被所有) 40.8	親会社従業員の役員の兼任 4名

- (注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。
2. 被所有割合は、平成25年12月31日時点の議決権の被所有割合を記載しております。
株式会社オプトは、平成26年1月29日に当社株式の一部を売却し、議決権の被所有割合は40.0%になっております。
3. 平成26年11月18日までに株式会社オプトの従業員が当社の役員を辞任又は退任し、株式会社オプトの従業員の役員兼任はなくなりました。そのため、平成26年11月30日時点で、「その他の関係会社」となっておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
73(25)	32.0	3.8	4,656

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は最近1年間の平均人員を()外数で記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策への期待感から円高の是正や株価の上昇が進み緩やかな景気回復傾向にあるものの、海外における経済不安や平成26年4月に施行が予定されている消費税率引き上げの影響等を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主力事業に関連する携帯電話市場は、平成25年暦年（平成25年1月～平成25年12月）でスマートフォン出荷台数が2,928万台（前年比約3.7%減）となりました。しかし、これは携帯電話端末総出荷台数に占める割合の74.5%（前年比5.0%増）となり、スマートフォンへの移行が依然として進んでいることを示しています（株式会社MM総研調べ）。平成24年暦年（平成24年1月～平成24年12月）におけるフィーチャーフォン向けのモバイルコンテンツ市場は前年比73%の4,793億円となる一方で、スマートフォン等向けのモバイルコンテンツ市場は前年比461%の3,717億円となっており、スマートフォン市場の伸びが顕著となっております（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ）。

当社の事業領域のひとつである着メロ市場については、平成24年暦年（平成24年1月～平成24年12月）にフィーチャーフォン向けが200億円（前年比70%）となり陰りが見えておりますが、ゲーム・ソーシャルゲーム等市場はスマートフォン向けが2,607億円（前年比542%）と、市場の拡大とスマートフォンへの移行の傾向が続いております（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ）。

そのような状況の下、当社は引き続きフィーチャーフォン向け及びスマートフォン向けのソーシャルアプリサービス及びコンテンツサービスの強化に注力してまいりました。

ソーシャルアプリサービスにおいては、株式会社コロプラが運営する位置情報サービスプラットフォーム「コロプラ」向けに提供する位置情報連動型ゲーム「駅奪取PLUS」や、GREE株式会社が運営するソーシャルネットワークサービス(SNS)「GREE Platform」向けに多数提供するスマートノベルのタイトルが堅調に推移し、収益面の改善が見られました。

また、SNS向けの既存ゲームタイトルをGoogle Inc.が運営するアプリプラットフォーム「Google Play」やApple Inc.が運営する「App Store」上にも展開する等、最近の市場環境を見据えた新たな試みにも挑戦しております。

コンテンツサービスにおいて、フィーチャーフォン向けサービスは引き続き着メロ、占い等携帯公式サイトを運営しております。スマートフォン向けサービスは、着メロサイトの「最新曲 全曲取り放題」「ヒットミュージック（現 ヒットミュージック 取り放題）」、占いサイトの「魚ちゃん 激辛占い」等を運営しております。今期は、前期に引き続き、スマートフォンの有料会員数増加がフィーチャーフォンの有料会員数減少を上回る傾向が継続しております。

上記の結果、売上高は前年同期比34.7%増の1,553,614千円（うちソーシャルアプリサービスの売上高は670,909千円（うち位置情報連動型ゲームの売上高は278,660千円、スマートノベルの売上高は359,397千円及びその他の売上高32,850千円）、コンテンツサービスの売上高は882,705千円）となり、営業利益は、前年同期比145.2%増の139,148千円、経常利益は前年同期比140.6%増の139,388千円、当期純利益は前年同期比189.9%増の68,039千円となりました。

なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

第14期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間における我が国の経済状況は、政府の各種経済政策の効果もあり緩やかな経済回復傾向が続いたものの、海外における経済不安や消費税率引き上げに伴う消費の落ち込みの影響があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主力事業に関連する携帯電話市場は、平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）のスマートフォン出荷台数が2,960万台（前年度比約0.4%減）と前年度とほぼ横ばいになりました。しかし、スマートフォンの出荷台数の割合は全体の75.1%（前年度比4.0ポイント増）となり、スマートフォンへの移行が依然として進んでいることを示しています（株式会社MM総研調べ）。平成25年暦年（平成25年1月～平成25年12月）におけるフィーチャーフォン向けのモバイルコンテンツ市場は前年比51%の2,447億円と減少する一方で、スマートフォン等向けのモバイルコンテンツ市場は前年比224%の8,336億円となっており、スマートフォン市場の拡大が急速に進みモバイルコンテンツ市場全体も1兆円を超える市場規模となりました（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ）。

当社が主としている着メロ市場については平成25年暦年（平成25年1月～平成25年12月）に前年比68%の135億円（フィーチャーフォン）となり陰りが見えておりますが、スマートフォン等向けゲーム・ソーシャルゲーム等市場は5,597億円（前年比215%）、音楽コンテンツ市場は前年比201%の398億円とゲーム関連市場の拡大とスマートフォンへの移行の傾向が続いております（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ）。

このような状況のもと、当社はモバイルサービス事業の拡大に向けて、ソーシャルアプリサービス及びコンテンツサービスにおいて、新規作品のリリース及び既存作品の収益力向上に注力いたしました。

ソーシャルアプリサービスでは、平成26年5月より株式会社フジテレビジョンとスマートフォンゲームの提供における業務提携を開始いたしました。

位置情報連動型ゲームにつきましては、ユーザー数の拡大、収益性向上に向け注力いたしました。「駅奪取PLUS」においてはこれまでのイメージを大きく変える新たな機能「裏世界」を追加いたしました。新規アプリとしましては、6月に個性豊かな「でんこ」たちと共に駅を収集する楽しさを追求した「ステーションメモリーズ！」をリリースいたしました。8月に過去最高売上を記録し9月も好調を続け、新機能を追加した「駅奪取PLUS」及び、新規アプリの「ステーションメモリーズ！」2作品共に順調な結果となりました。

スマートノベルの分野におきましては、新規アプリとしまして、第3四半期累計期間までに3本をリリースいたしました。なかでも8月にリリースしました「俺の彼女が2人とも可愛すぎる！」につきましては、「GREE」恋愛カテゴリ及び「Mobage」男性カテゴリにて1位を獲得し、男性ユーザーを中心に多くの方に楽しんでいただいております。

上記の結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,141,596千円（うちソーシャルアプリサービスの売上高は469,384千円（うち位置情報連動型ゲームの売上高は204,233千円、スマートノベルの売上高は245,694千円及びその他の売上高19,457千円）、コンテンツサービスの売上高は672,211千円）、営業利益は154,693千円、経常利益は155,725千円、四半期純利益は88,928千円となりました。

なお、当社はモバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、サービス開発を推進したことにより投資活動によるキャッシュ・フローで資金を使用しましたが、営業活動の結果得られた資金のほうが多く、前事業年度に比べ37,124千円増加し568,553千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、217,963千円（前事業年度比31,137千円増）となりました。主な収入要因は、税引前当期純利益131,673千円、減価償却費の計上130,156千円及び売上債権の減少23,333千円であり、主な支出要因は未払金の減少17,384千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、180,839千円(前事業年度比69,105千円増)となりました。主な支出要因は、当社サービスの開発に当たり発生したソフトウェア仮勘定及びコンテンツ仮勘定の増加による無形固定資産の取得による支出119,805千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株式の発行等を行っていないため、財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

楽曲制作に関して受注実績はありますが、金額が少額のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

第13期事業年度及び第14期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社の事業セグメントは単一であるため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第13期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第14期 第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
ソーシャルアプリサービス	670,909	155.4	469,384
コンテンツサービス	882,705	122.3	672,211
合計	1,553,614	134.7	1,141,596

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び第14期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第12期事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第13期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第14期 第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTドコモ	181,171	15.7	286,966	18.5	229,095	20.1
株式会社コロプラ	208,221	18.1	273,611	17.6	200,147	17.5
京セラコミュニケーションシステム株式会社	278,847	24.2	263,836	17.0	176,429	15.5
KDDI株式会社	107,658	9.4	155,462	10.0	122,827	10.8
グリー株式会社	180,208	15.7	207,097	13.3	119,506	10.5
株式会社ディー・エヌ・エー	37,937	3.3	167,781	10.8	89,600	7.9

3. 相手先は決済代行事業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

3 【対処すべき課題】

当社におきましては、以下の項目を対処すべき課題と捉え、積極的かつ迅速に対処してまいります。

(1)開発力の強化

モバイル端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化により、モバイルコンテンツは今後さらに付加価値の高いサービスの提供が可能になると考えられます。将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しております。

このため、以下について注力しております。

スキルの高い人材の確保が重要であると認識しております。人材の確保は現在開発人員を新卒採用中心に行っており、必要に応じて中途採用も実施し、当社の求める人物像にあった人材の採用に努めてまいります。

人材確保後は能力開発が重要となります。そのために専門職別の勉強会や社外研修等を行ってまいります。

優秀な人材確保及び維持のために、福利厚生充実や従業員への報奨などを積極的に進めております。報奨については、人事制度において定めており、成果を出した従業員に対してはインセンティブや表彰制度を行っております。今後も会社の実態にあった人事制度を構築してまいります。

(2)品質管理力の強化

お客様に継続的に当社サービスをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサービスに反映するとともに、満足して頂ける品質で提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しております。

このため、当社のコンテンツをお客様に提供するまでのすべての制作工程について品質のチェックを更に強化するとともに、継続的に改善を行い高品質なサービスを提供できる仕組みの構築を追求してまいります。

(3)ユーザー数の拡大

当社は、当社が提供するサービスの利用ユーザー及び有料会員数を増加させることが重要な課題と認識しております。そこで、ユーザー獲得のためWEBアフィリエイト広告等新規ユーザー獲得に効果的な手法を行っております。また、当社サービス相互間の誘導施策も行っております。

今後も引き続き当社のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえるように、積極的な集客活動に努めてまいります。また、サービスを継続的にリリースすることによるユーザー数の拡大についても同時に努めてまいります。

(4)サービスの安定的な稼働

当社サービスは、WEB上で運営しており、ユーザーに快適に楽しんでもらうためには、システムを安定的に稼働させつつ、不具合等が発生した場合に速やかに解決する必要があると認識しております。

このため、サービス等を安定的に稼働するためのシステム人員の確保、システム機器の拡充等に努めてまいります。

(5)内部管理体制の強化

当社は今後も更なる業容拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。そこで当社では内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、管理部門の体制を充実するために、研修や社内勉強会等を開催し管理体制の強化に努めてまいります。

(6)ソーシャルアプリサービスの拡大

当社は、ソーシャルアプリサービスとコンテンツサービスの2つを提供しております。コンテンツサービスは既に10年以上運営しており豊富なノウハウを保持しております。今後は、ソーシャルアプリサービス、特に位置情報連動型ゲームにリソースを注力し、売上拡大に努めてまいります。また、位置情報連動型ゲームについては、現状は「駅奪取PLUS」「ステーションメモリーズ!」といった「駅」を題材にした作品のみ運営しておりますが、今後は、「駅」以外の多様な題材についても運営していくことを検討しております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1)事業環境に関するリスク

モバイル市場について

平成25年におけるフィーチャーフォン向けのモバイルコンテンツ市場は前年比51%の2,447億円と減少する一方で、スマートフォン等向けのモバイルコンテンツ市場は前年比224%の8,336億円となっており、スマートフォン市場の拡大が急速に進みモバイルコンテンツ市場全体も1兆円を超える市場規模となりました（一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム調べ）。当社の事業領域であるモバイル分野は、スマートフォンやインターネットに接続可能なモバイル端末のさらなる普及により今後も拡大を続けると見込まれます。また、それに関連する市場であるモバイルコンテンツ、ソーシャルアプリ等のモバイル関連市場は今後も拡大を続けると予想されます。

しかしながら、モバイル関連市場は技術革新や新端末の販売、通信インフラにより大きく左右されます。また、市場の飽和・衰退、法的規制等の影響により市場の発展が鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合他社について

現在、モバイルサービス事業においては、コンテンツプロバイダーやソーシャルネットワークプロバイダーなど数多くの競合が存在しております。また、広くはテレビや映画等のエンターテインメントも当社の競合であると考えられ、多数の競合他社が存在いたします。

当社は、これまで培ってきた着メロや占い、位置情報連動型ゲーム・スマートノベルのノウハウを活用するとともに、消費者のニーズへの対応や新たなサービスの提供に注力いたします。しかしながら、画期的なサービスを提供する競合他社や参入企業等との競争が激化し、当社の優位性が損なわれた場合に、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社の事業領域であるモバイル関連市場は、技術革新のスピードが非常に速く、新たなサービスやコンテンツが日々生み出されております。その技術発展や新たなサービス・コンテンツによりモバイル関連市場の拡大は今後も予想されます。

当社においては、エンジニアの採用・育成等を通じて新たな技術の習得に注力しておりますが、当社の技術対応への遅れや設備投資などのコストの増加により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社は、コンテンツの展開を日本だけでなく北米やアジア等海外展開を行っております。当社においては、進出する国や地域の文化や法令等を調査した上で進出を行っていきます。

しかしながら、海外展開においては、当該国の法令、文化、宗教、政治経済、ユーザーの嗜好等が本邦と異なる等の様々なリスクが存在します。当社が想定したリスクを超える事実が生じた場合や、政治不安等による影響によっては当社が想定した通りの事業展開ができない可能性があり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報ネットワークについて

当社は、インターネットを介したコンテンツの提供を行っております。安定したサービスの提供を行うため、日頃からサーバーの負荷分散や定期的なバックアップ、サーバーの稼働状況の監視を行い、トラブル等の未然防止を図っております。

しかしながら、急激なアクセス過多や自然災害、事故などにより当社サービスの提供に障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンテンツの表現の健全性について

当社が提供するコンテンツの一部には、性的表現が含まれるものがあるため、当社ではコンテンツの制作・配信等において、当社独自の基準を設定しております。この基準は、表現の健全性を確保し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的とし、法令等で定められているよりも厳密な水準に設定しております。また、当該基準を厳格に遵守するため、担当者に周知徹底を行う体制を構築しております。

しかしながら、性的表現に関する法的規制や法解釈及び社会倫理は、社会情勢等により変化する可能性があるため、法的規制の強化や新たな法令の制定や社会倫理の変化等により、将来において当社が提供するコンテンツが法的規制に抵触することとなった場合等には、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝について

当社においてユーザーの獲得は重要な課題と認識しており、広告の出稿に関して常に効果等の検証を行った上で、端末やコンテンツの利用者にマッチした広告の出稿先を選択しユーザーの獲得に努めております。また、新規ユーザーの獲得のため、当社の広告戦略に基づいて、新たな広告手法を模索しております。

しかしながら、広告手法が当社の想定するユーザー数を獲得できない場合や、広告宣伝競争激化によるユーザー獲得コスト増加等の事象が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先への依存度が高いことについて

当社が提供するサービス及びコンテンツは、公式キャリアをはじめソーシャルゲームプラットフォーム及びアプリマーケットで提供しております。そのため、通信キャリア、ソーシャルゲームプラットフォーム運営会社、アプリマーケット運営会社への依存度は高くなっております。

各運営会社の事業戦略の変更、手数料率の変更、契約の終了や中止等が生じた際、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ユーザーの嗜好の変化について

当社の開発運営するモバイルコンテンツ及びソーシャルアプリでは、ユーザーの嗜好の変化は非常に激しくなっております。当社では、マーケティング分析等を行い、ユーザーの嗜好に合うコンテンツ開発及び運営を行い競合他社とは異なる特色あるサービスの提供をするよう努めております。

しかしながら、ユーザーの嗜好の変化への対応が遅れた場合や新規参入企業や競合他社とのサービスと十分な差別化が図れない場合には、想定より会員数や課金アイテムの収益が減少する可能性があります。その結果、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社のモバイルサービス事業について

当社は、ソーシャルアプリサービスとコンテンツサービスの2つをモバイルサービス事業にて行っております。コンテンツサービスは着メロを中心とした既に運営体制を確立しているサービスであり、新たな開発費用の負担がソーシャルアプリサービスに比べて小さいため、当社の利益はコンテンツサービスによる利益が大部分を占めております。

コンテンツサービスのジャンルである着メロや占いの市場は成熟傾向にあり、音楽業界も厳しい状況が続いております。そのためフィーチャーフォンの有料会員数は減少しておりますが、広告宣伝などを通じた施策により、スマートフォンの有料会員数は増加しており、有料会員数全体では大幅な減少はしていません。しかしながら、コンテンツサービスの有料会員数が当社の想定よりも大幅に減少する場合や新規会員を計画よりも獲得できない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、コンテンツサービスにより安定した利益を確保しつつ、ソーシャルアプリサービスのうち位置情報連動型ゲームの分野に社内リソースを集中することにより、モバイルサービス事業を拡大していくことを基本方針としております。位置情報連動型ゲームは、既存アプリの「駅奪取PLUS」「ステーションメモリーズ!」に続き、継続的に新規アプリを開発しリリースしていくことを計画しており、ソーシャルアプリサービスの売上拡大に伴ってコンテンツサービスへの利益依存度が低下することを見込んでおります。しかしながら、位置情報連動型ゲームの新規アプリについて当社の想定どおりに開発が進行しない場合や当社の想定よりもユーザー数及び有料課金者数が大幅に下回った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)組織体制に関するリスク

特定人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役である宮嶋裕二は、当社の強みである事業の創出やノウハウを蓄積しており、実際の事業の推進においても重要な役割を果たしております。

当社は、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、幹部人材の育成及び強化を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の業務執行ができない事態となった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

人材確保、教育及び育成について

当社が継続して事業拡大を進めていくには、当社の行動バリュー(注1)、人材バリュー(注2)を理解し実践できる人材を確保及び育成していくことが重要であると考えております。

しかしながら、事業拡大に応じた人材の確保及び育成が計画通りに進まない場合や、有能な人材の流出が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、企業価値の継続的かつ安定的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、同時に適切な内部管理体制の構築が必要であると認識しております。

当社では、内部監査や内部統制報告制度への対応、さらには法令や社内規程等の順守の徹底を行っておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合には適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注1)「社員は財産である」「チャレンジし続ける」「スピード×クオリティ」「ありがとうで高収益を」の4つであり、当社はこの行動バリューに沿った行動をとるように周知しております。

(注2)「主体性」「達成力」「責任感」「コミュニケーション力」「発想力」の5つであり、当社で働く社員にはこの5つの人材バリューを、求める人物像として掲げています。

(3)法的規制に関するリスク

法的規制について

当社が属するモバイルインターネット業界は様々な法的規制の対象となっており、近年では「コンプリートガチャ（注）」と呼ばれる課金方法が「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」に違反するとの見解が平成24年7月に消費者庁より発表されております。これに関して当社では直ちに対応策を導入しており、当社のサービスには大きな影響を与えていないと認識しております。

また、当社事業においては、法令に抵触しないようコンプライアンス規程の整備・運用を行っております。しかしながら、今後現行の法制度が見直され、新たな法規制が生じた場合には、当社の事業に多大な制約が生じるとともに当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産の管理について

当社の事業はコンテンツに関わるビジネスであり、知的財産の管理は重要な課題と認識しております。そのため、知的財産権管理規程を定めて業務を行っております。

a. 当社保有の知的財産について

当社では、「スマートノベル」等の事業及びサービス名について商標登録を行い、知的財産権の獲得及び保全を行っております。

しかしながら、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、問題の解決に多大な時間及び費用を要し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 当社による第三者保有の知的財産の侵害について

当社では外部からコンテンツの使用許諾等を得る場合は第三者の知的財産権に対する権利侵害がないことを確認するため、事前に顧問弁護士への相談等を実施した上で契約締結を行っております。また、コンテンツ制作の一部を委託している外注先との契約においても、第三者の知的財産権を侵害しない旨を合意しております。

しかしながら、当社の提供するコンテンツが第三者の知的財産権の侵害について確認が不十分であった場合等に、第三者より損害賠償請求を受ける可能性があり、その場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社は、ユーザーの氏名、住所、メールアドレス等の個人を特定しうる重要な情報を保持しております。そのため、個人情報保護規程や情報資産管理細則等に基づき情報管理体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの事情で重要な情報が漏洩した場合には、当事者に対する損害賠償や信用失墜により、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社のコンピュータおよびネットワークシステムは、適切なセキュリティ対策を講じて外部からの不正アクセスなどを回避するよう努めております。

しかしながら、各サービスへの急激なアクセス増加に伴う負荷や自然災害等に起因するデータセンターへの電力供給の停止等、予測不可能な要因によってシステムが停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやハッカーの侵入によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) コンプリートガチャとは、有料のガチャ等によってアイテム等を販売し、特定の組み合わせを集めた利用者に特別のアイテム等を提供する行為

(4)その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブの目的で新株予約権を付与しております。また、一部社外協力者に対しても継続的な協力関係の維持のため新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成27年1月末時点における新株予約権による潜在株式数は38,250株であり、発行済株式総数2,075,500株（潜在株式を含む）の1.8%に相当しております。

自然災害について

当社は本社所在地である東京で開発・運営を行っており、大規模地震や台風その他自然災害及び事故や火災により開発業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等不測の事態が生じた場合には、当社事業活動に影響が生じる可能性があります。

配当政策について

当社は経営体質の強化及び設備投資のために内部留保の充実を行いつつ、業績及び財政状態等を総合的に勘案して配当の実施を検討してまいります。しかしながら、当社は設立以来配当を行っておらず今後の配当実施時期についても未定であります。

資金使途について

当社の公募増資による資金調達の使途は、主としてコンテンツ開発及び既存事業拡大による運転資金に充当する予定であります。しかしながら、事業環境の変化に対応するために調達資金が計画通り使用されない可能性があります。また、計画通り使用された場合でも、当初想定した効果を得られず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

関係会社の事業戦略の変更による、当社経営に影響を及ぼすリスク

本書提出日現在において、当社議決権を40.0%を所有する株式会社オプトを中核とした企業グループ（以下オプトグループ）に属しております。オプトグループは、平成25年12月期以降「広告・ソリューション事業」「データベース事業」「ソーシャル&コンシューマ事業」「海外事業」「投資育成事業」を行っており、そのなかで当社は「ソーシャル&コンシューマ事業」に持分法適用会社として属しております。

オプトグループとの重要な取引はございません。オプトグループ内で当社と同じ事業を行っている会社はございません。

また、オプトグループと当社の間において、役職員の兼任及び出向は現時点でございません。

今回の当社上場に伴う新株式発行及び売出しにおいて、株式会社オプトが保有する当社株式の一部売出しを予定していることにより、上場後同社は当社のその他の関係会社ではなくなる見込みではありますが、今後も当面の間大株主であり続けると思われ、当社の経営に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたり、当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況」に記載のとおりであります。なお、財務諸表には、将来に対する見積り等が含まれており、これらは過去実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づく当社の判断によるものでありますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度末の総資産は1,057,790千円となり、前事業年度末と比較して99,324千円増加いたしました。主な要因としましては、売上高の増加による現金及び預金の増加(前事業年度比37,124千円増)、本社移転に伴う建物の増加(前事業年度末比34,393千円増)、敷金及び保証金の増加(前事業年度末比24,133千円増)等が挙げられます。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の合計は、875,132千円(前事業年度末比21,084千円増)となりました。主な要因としましては、売上高の増加による現金及び預金の増加37,124千円、売掛金の早期回収による売掛金の減少23,333千円等が挙げられます。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の合計は、182,658千円(前事業年度末比78,240千円増)となりました。主な要因としましては、本社移転に伴う建物の増加34,393千円、敷金及び保証金の増加24,133千円等が挙げられます。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の合計は、259,360千円(前事業年度末比20,107千円増)となりました。主な要因としましては、売掛金の早期回収に伴うシステム利用料部分の未払金の減少17,384千円、課税所得の増加に伴う未払法人税等の増加35,327千円、未払消費税等の増加4,901千円等が挙げられます。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の合計は、11,178千円となりました。これは、建物取得に対する資産除去債務の発生によるものであります。なお、前事業年度末における固定負債はございません。

(純資産)

当事業年度末における純資産の合計は、787,252千円となり、前事業年度末と比較して68,039千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加68,039千円によるものであります。

第14期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

(流動資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べて、318千円減少し、874,813千円となりました。これは主として、売掛金が54,016千円増加しましたが、賞与の支給及び税金の納付により現金及び預金が46,932千円減少、賞与引当金の減少に伴い繰延税金資産が6,025千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べて、29,892千円増加し、212,551千円となりました。これは主として、無形固定資産のうち、新規作品のリリースによりコンテンツが47,260千円増加しましたが、有形固定資産の減価償却及び除却により、7,332千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は29,574千円増加し、1,087,365千円となりました。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べて、59,409千円減少し、199,950千円となりました。これは主として、賞与支給に伴い賞与引当金が11,748千円減少、法人税等の納付により未払法人税等が43,826千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末の固定負債は、前事業年度末に比べて、55千円増加し、11,233千円となりました。これは時の経過により資産除去債務が増加したことによります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べて、88,928千円増加し、876,181千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の金額が88,928千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、1,553,614千円（前事業年度比34.7%増）となりました。

これは、ソーシャルアプリサービスにおいては、スマートノベル「ただいまっ!うちカノジョ」（平成24年12月GREE Platformにてリリース、平成25年1月Mobageオープンプラットフォームにてリリース）、位置情報連動型ゲーム「駅奪取PLUS」（平成23年12月コロプラプラットフォームにてリリース）が好調に推移し、大幅増収となったためであります。コンテンツサービスにおいては、スマートフォンの着メロサイトである「最新曲 全曲取り放題」（平成23年10月リリース）が順調に有料会員数を伸ばしたためであります。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は、760,342千円（前事業年度比42.4%増）となりました。これは、主にソーシャルアプリサービスを中心に新規コンテンツの開発・運営を進めたことによる労務費の増加、運営中サービスの増加による減価償却費の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、654,124千円(前事業年度比16.2%増)となりました。

これは、ソーシャルアプリサービス及びコンテンツサービスの売上高の増加に伴うキャリアに対する回収代行手数料の増加、コンテンツサービスにおける新規有料ユーザーの獲得に向けた広告宣伝費の増加、管理体制強化に備え管理部門の従業員増員に伴う人件費の増加が挙げられます。

(営業外損益)

当事業年度の営業外収益は240千円(前事業年度比80.0%減)となりました。主な内訳は受取利息64千円、債務勘定整理益114千円であります。なお、前事業年度及び当事業年度において、営業外費用はございません。

(特別損益)

前事業年度及び当事業年度において、特別利益はございません。当事業年度の特別損失は、7,714千円となりました。これは、本社移転関連費の発生及び移転時に生じた固定資産除却損によるものです。

以上の結果を受け、当事業年度の営業利益は139,148千円(前事業年度比145.2%増)、経常利益は139,388千円(前事業年度比140.6%増)、当期純利益は68,039千円(前事業年度比189.9%増)となりました。

第14期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は、1,141,596千円となりました。これは、ソーシャルアプリサービスにおいて6月にリリースしました「ステーションメモリーズ！」の売上が好調に推移したことによる位置情報連動型ゲームの売上が8月に単月で過去最高を更新したことによるものです。

(売上原価)

当第3四半期累計期間の売上原価は、531,156千円となりました。これは、主に人員の増加に伴う労務費の増加の影響があるものの、サーバー費用の見直しなどを行ったことによるものです。

(販売費及び一般管理費)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、455,746千円となりました。

これは、管理体制強化に備え管理部門の従業員増員に伴う人件費の増加や、前事業年度における本社移転に伴い減価償却費が増加したことなどが挙げられます。

(営業外損益)

当第3四半期累計期間の営業外収益は1,032千円となりました。主な内訳は受取利息42千円、保険返戻金989千円であります。なお、当第3四半期累計期間において、営業外費用はございません。

(特別損益)

当第3四半期累計期間において、特別利益はございません。特別損失については、8千円となりました。これは、工具、器具及び備品の除却に伴う固定資産除却損です。

以上の結果、当第3四半期累計期間の営業利益は154,693千円、経常利益は155,725千円、四半期純利益は88,928千円となりました。

なお、当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、サービス開発を推進したことにより投資活動によるキャッシュ・フローで資金を使用しましたが、営業活動の結果得られた資金のほうが多く、前事業年度に比べ37,124千円増加し568,553千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、217,963千円（前事業年度比31,137千円増）となりました。主な収入要因は、税引前当期純利益131,673千円、減価償却費の計上130,156千円及び売上債権の減少23,333千円であり、主な支出要因は未払金の減少17,384千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、180,839千円(前事業年度比69,105千円増)となりました。主な支出要因は、当社サービスの開発に当たり発生したソフトウェア仮勘定及びコンテンツ仮勘定の増加による無形固定資産の取得による支出119,805千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株式の発行等を行っていないため、財務活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、モバイル関連市場の変化や他社との競争力、コンプライアンスと内部管理体制、関連する法的規制、自然災害等様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社においてはサービスの拡張、優秀な人材の採用等を行うとともに、リスクマネジメントを行い、リスク要因を分散し、リスクの発生を抑えて適切に対応してまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、当社が今後更なる業容拡大と成長を遂げるには、様々な課題一つ一つに対処していくことが必要であると認識しております。そのためには、開発力、品質管理力の強化やユーザー数の拡大、サービスの安定稼働及びソーシャルアプリサービスの位置情報連動型ゲームの拡大といった事業面と内部管理体制の強化といった組織面の双方の強化を図り、事業展開を行ってまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社が事業展開しているモバイル分野は、技術革新やフィーチャーフォンからスマートフォンへの移行等もあり、より高機能、高品質及び高演出なサービスをユーザーが受けられる状況になっております。

そのような中、当社は、『わたしたちが創造するモノを通じて世界の人々をハッピーにすること。それがモバイルファクトリーの存在意義である』の使命（Mission）のもと、ユーザーにモバイルサービスを提供してまいりました。今後につきましても、引き続き当社の使命のもと、「駅奪取PLUS」や「ステーションメモリーズ!」のような位置情報連動型ゲームで移動時間にも楽しさを、スマートノベルにてシナリオ等でユーザーを惹きつけ、着メロ等身近なコンテンツを提供し、これらにて収益拡大を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は156,483千円であります。これは主に、事業拡大に伴う本社オフィスの移転36,677千円、コンテンツ及びソフトウェアの開発116,967千円によるものであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。また、報告セグメントを単一のセグメントとしておりますので、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

第14期第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当第3四半期累計期間において実施いたしました当社の設備投資の総額は101,094千円であります。これは、コンテンツ及びソフトウェアの開発101,094千円によるものであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。また、報告セグメントを単一のセグメントとしておりますので、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	コンテンツ	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都品川区)	業務施設 本社機能	37,790	8,439	14,866	15,096	26,577	102,770	73(20)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数の最近1年間の平均人員を外書しております。
 4. 本社建物は賃借中のものであります。帳簿価額は、賃借物件に関する附属設備と資産除去債務に対応する資産の未償却残高を記載しております。
 なお、本社の建物の年間賃借料は25,107千円であります。
 5. 当社の事業セグメントは、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はして
 おりません。
 6. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア仮勘定、コンテンツ仮勘定であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成27年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,140,000
計	8,140,000

(注)平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議により、平成26年11月19日付で発行可能株式総数の変更に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,020,000株増加し、8,140,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,037,250	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	2,037,250		

(注) 1. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株を50株に分割しております。これにより株式数は1,996,505株増加し、2,037,250株となっております。

2. 平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議により、平成26年11月19日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成16年12月15日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	33	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	165 (注)1、4	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,000 (注)2、4	
新株予約権の行使期間	自 平成18年12月16日 至 平成26年12月15日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,000 (注)4 資本組入額 8,000 (注)4	
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当会社の取締役、従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分を認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 平成17年4月13日開催の取締役会決議により、平成17年5月9日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(平成17年9月2日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注)1	7,500 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注)2	2,000 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成27年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 2,000 (注)5 資本組入額 1,000 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併を行う場合において、存続会社もしくは新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、当社が会社分割を行うにおいて、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、または株式移転もしくは株式交換によって当社が完全子会社となる場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場された後、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者のうち当社の取締役、監査役及び従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は、新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。

5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成17年10月13日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注) 1	10,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	2,000 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月1日 至 平成27年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 2,000 (注) 5 資本組入額 1,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併を行う場合において、存続会社もしくは新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、当社が会社分割を行うにおいて、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、または株式移転もしくは株式交換によって当社が完全子会社となる場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場された後、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者のうち当社の取締役、監査役及び従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は、新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。

5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成17年12月22日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75 (注) 1	3,750 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	2,000 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月23日 至 平成27年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 2,000 (注) 5 資本組入額 1,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併を行う場合において、存続会社もしくは新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、当社が会社分割を行うにおいて、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継しない場合、または株式移転もしくは株式交換によって当社が完全子会社となる場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以後以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当会社の取締役、従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。
5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成18年9月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	100	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 1	4,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	2,000 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月29日 至 平成28年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 2,000 (注) 5 資本組入額 1,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定を認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する

「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

4. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。

5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（平成19年9月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	65	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65 (注) 1	3,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 2	2,000 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月1日 至 平成29年9月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 2,000 (注) 5 資本組入額 1,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分を認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

4. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。
5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権（平成26年1月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)		200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		10,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1,001 (注) 2、5
新株予約権の行使期間		自 平成28年1月23日 至 平成36年1月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 1,001 (注) 5 資本組入額 501 (注) 5
新株予約権の行使の条件		(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項		(注) 4
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使は、平成27年12月期から平成34年12月期のうち、会社の経常利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益をいい、以下同様とする)が5億円を超えた決算期の有価証券報告書の提出日を含む日から、1年間で行使される本新株予約権の数が30を超えない範囲で認められるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。

5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年11月19日 (注)	1,996,505	2,037,250		224,500		

(注) 株式分割(1株を50株)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	1	4	-	-	5	10	
所有株式数 (単元)	-	-	50	8,509	-	-	11,813	20,372	50
所有株式数 の割合(%)	-	-	0.25	41.77	-	-	57.98	100.00	

(注) 平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議において、平成26年11月19日付で100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,037,200	20,372	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 50		
発行済株式総数	2,037,250		
総株主の議決権		20,372	

【自己株式等】

当社は自己株式等を保有していないため、該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	平成17年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社従業員25
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社元取締役1名、従業員3名となっております。

第8回新株予約権

決議年月日	平成18年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名及び従業員3名となっております。

第12回新株予約権

決議年月日	平成19年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員5名となっております。

第14回新株予約権

決議年月日	平成26年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 従業員の取締役就任により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は設立以来、内部留保の充実を基本方針として、経営体質の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えてまいりました。そのため、配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけております。今後は、業績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、配当の実施を検討してまいります。現時点において利益還元の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役		宮嶋 裕二	昭和46年7月24日	平成7年4月 平成11年7月 平成13年10月 平成15年4月	株式会社ソフトバンク入社 株式会社サイバーエージェント入社 有限会社モバイルファクトリー設立 株式会社モバイルファクトリーに組織変更、代表取締役就任（現任）	(注)3	1,139,300
取締役		深井 未来生	昭和51年1月13日	平成10年4月 平成14年12月 平成20年2月 平成20年8月 平成20年12月 平成21年1月 平成25年8月	コンパックコンピュータ株式会社（現 日本ヒューレット・パカード株式会社）入社 ジグノシステムジャパン株式会社入社 当社入社 経営企画室 室長就任 当社人事総務部 部長就任 当社取締役就任（現任） 当社執行役員就任 当社コーポレート・コミュニケーション室 室長就任	(注)3	3,000
取締役	執行役員 兼 ソーシャルアプリ事業部長	宮井 秀卓	昭和50年9月22日	平成14年10月 平成18年6月 平成21年1月 平成24年7月 平成25年8月 平成26年8月 平成26年11月	株式会社東京商工リサーチ入社 当社入社 当社経営企画室 室長就任 モバイルコンテンツ事業部 事業部長就任 当社執行役員就任（現任） ソーシャルアプリ事業部 事業部長就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)3	1,400
取締役		大堀 康祐	昭和41年3月5日	昭和63年9月 平成6年7月 平成10年1月 平成26年11月	サイトロン・アンド・アート株式会社入社 有限会社マトリックス設立 株式会社マトリックスに組織変更、代表取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		塩澤 義介	昭和27年4月18日	昭和51年4月 日本専売公社(現 日本たばこ産業株式会社)入社 平成7年8月 同社資金部長就任 平成11年9月 株式会社ジャパンビバレッジ(現 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス) 出向 経理部長就任 平成12年6月 同社取締役就任 平成15年6月 日本たばこ産業株式会社 執行役員食品事業企画部長就任 平成17年6月 同社執行役員飲料事業部長就任 平成20年6月 同社常勤監査役就任 平成24年6月 同社顧問就任 平成25年9月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	
監査役		倉重 智行	昭和17年7月13日	昭和40年4月 プリヂストーンタイヤ株式会社(現 株式会社プリヂストーン) 入社 昭和57年1月 同社資金部外国為替課長就任 平成4年1月 同社資金部資本市場担当副部長就任 平成6年1月 プリヂストーンファイナンス株式会社 代表取締役社長就任 平成11年12月 三洋信販株式会社顧問就任 平成12年1月 同社常務執行役員就任 平成12年10月 同社専務執行役員就任 平成14年5月 ポケットカード株式会社監査役 就任(非常勤社外監査役) 平成16年5月 同社非常勤監査役(社外監査役) 就任 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	
監査役		伊藤 英佑	昭和53年7月24日	平成13年10月 中央青山監査法人入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成17年7月 伊藤会計事務所開業(現任) 平成19年5月 エナジーエージェンツ株式会社(現 八面六臂株式会社) 監査役就任(現任) 平成20年6月 シーサー株式会社 監査役就任(現任) 平成25年3月 株式会社ライブレボリューション 監査役就任(現任) 平成25年6月 株式会社マーケットエンタープライズ監査役就任(現任) 平成26年11月 当社監査役就任(現任) 平成26年12月 ロボットスタート株式会社 監査役就任(現任)	(注) 4	
計						1,143,700

- (注) 1. 取締役 大堀康祐氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 塩澤義介、倉重智行、伊藤英佑の各氏は、社外監査役であります。
3. 平成26年11月18日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成26年11月18日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、急速な業容拡大のため、より適切かつ迅速な意思決定や業務執行を行うことができる経営体制を構築するため執行役員制度を導入しており、執行役員は宮井秀卓1名(取締役兼任)です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方）

当社は、お客様、株主様、さらには社会全体の信頼と期待に応え、企業価値の極大化のために、法令遵守に基づく企業倫理の確立が最重要課題であると認識しております。そのために、リスク管理、監督機能の強化を図り、経営の健全性・透明性を高め、もって経済社会の発展に寄与していく所存であります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、提出日現在、取締役4名から構成されており、原則として月1回開催いたします。経営に関する特に重要な事項はすべて取締役会で協議・決定しております。なお、取締役1名は社外取締役であります。

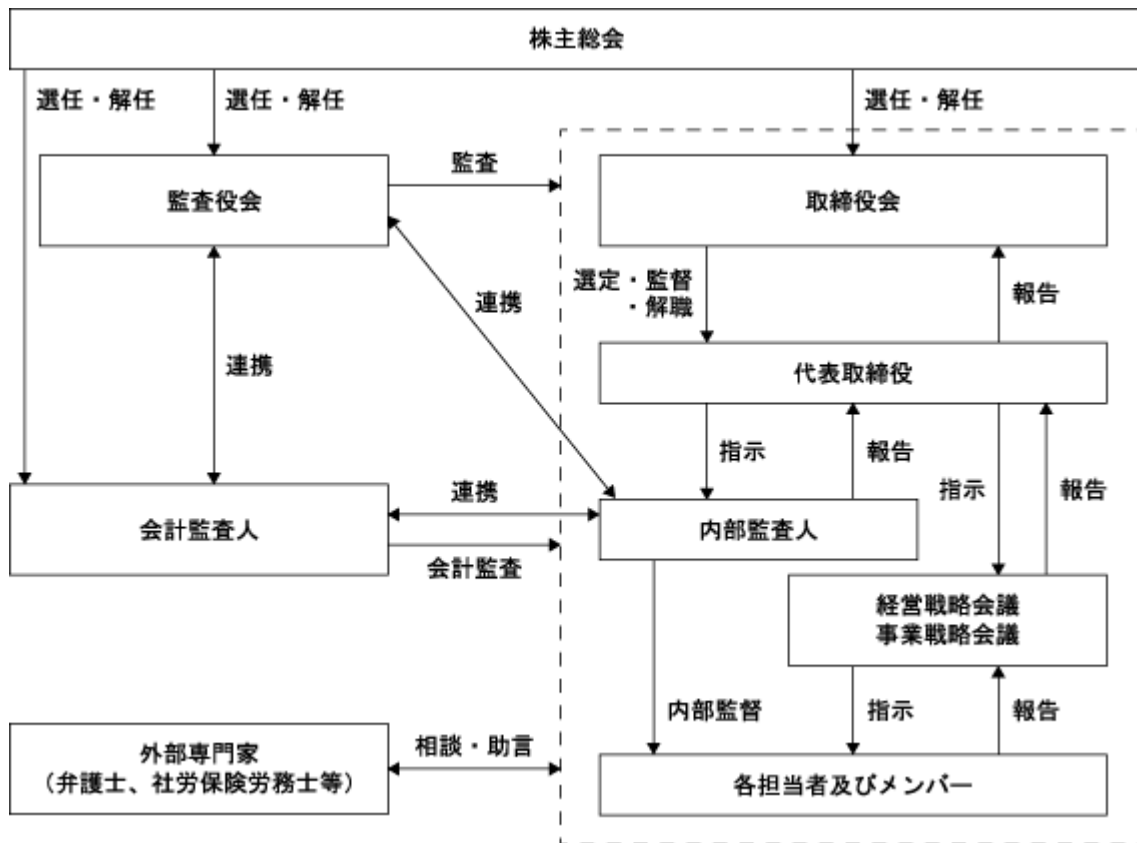
当社は監査役及び監査役会制度を採用しております。監査役会は、提出日現在、監査役3名から構成され、原則として月1回開催し、取締役の職務執行状況の監査を行っております。なお、監査役3名は社外監査役であります。

また、当社では実務的な意思決定を機動的に実施するために、事業戦略会議及び経営戦略会議を開催しております。構成メンバーは、常勤取締役、常勤監査役、執行役員及び当該役員等が参加を促した役職員になります。

事業戦略会議は、各サービス等に直接的に関係する内容を審議及び意思決定しており、経営戦略会議はその他の事項について審議及び意思決定を行っております。開催頻度は、基本的に事業戦略会議が週1回、経営戦略会議が月1回であります。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制

提出日現在における当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



八．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「企業倫理規程」等の行動規範を制定し、法令遵守及び社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
- ・ 研修及びマニュアルの作成・配布等を行い、役職員に対しコンプライアンスの知識の向上に努めております。
- ・ 監査役による取締役の業務執行の監視に加え、内部監査担当者による、コンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を行い、代表取締役等に報告しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・ 「文書管理規程」に基づき書面及び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。
- ・ 法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存しております。
- ・ 監査役及び会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

c 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・ 代表取締役は、当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行っております。各部署においては、内在するリスクの識別、分析、評価を行った上、部門としてのリスク管理を実施すると共に、リスクを管理する統括責任者を通じて取締役会等に報告しております。
- ・ 取締役会は、リスク管理組織として業績に大きな影響を与えるリスクに対して、発生時の損失を最小限に留めるため、必要な対応方針をあらかじめ検討しております。
- ・ 内部監査人は、各部署のリスク管理状況を監査し、結果を代表取締役等に報告しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めております。運営結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていきます。

e 当社における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社における内部統制の構築を目指し、内部統制の整備に関する担当部署を定めるとともに内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとしております。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査人等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得た上で決定するものとし独立性を確保いたします。

- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきと認められた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告することとしております。
 - ・監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。
- h 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・当社は、反社会的勢力との関係については、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、一切の関係を持たないことを基本方針としております。整備状況に関しては、外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組むとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処いたします。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令・諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善いたします。

二．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、内部監査を管掌する部門の担当者2名によって内部監査を行っています。内部監査は、年度監査計画に基づき、各部門を対象に実施しております。内部監査人は、代表取締役の指示の下で、内部統制の整備・運用状況について、個々の立場からモニタリングを実施し、不備を発見した場合は被監査部門の担当部門責任者に通知し、改善を促しております。

当社は、監査役制度を採用しており、経営の監視機能につきましては、監査役監査の実施により適法性を監査しております。当社の監査役会は、社外監査役3名から構成されております。うち、1名は常勤監査役であります。なお、塩澤義介氏は、他社で資金部長、監査役を務めるなど、経営や財務、会計についての知識・経験を有しております。倉重智行氏は、他社で財務部門管掌、ファイナンス会社の代表取締役社長、監査役を務めるなど、経営や財務、会計についての知識・経験を有しております。伊藤英佑氏は、公認会計士として財務及び会計に関して相当程度の知見並びに、企業監査に関する豊富な実績と高い見識を有しております。取締役会には原則として監査役が全員出席し、適法かつ健全なる会社経営を行っているか否かという観点から、取締役を監視しております。

また、当社は、内部監査人と監査役が連携を取っており、具体的には内部監査計画立案の段階から意見交換等を行い、月に1回共有会を実施し、当月及び来月の監査業務の共有及び意見交換を行い、監査体制の連携強化を図っております。なお、会計監査人と通常の監査に加え重要な会計に関する課題について適宜相談・検討を行っております。

ホ．会計監査の状況

当社は、監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。会計監査人は、監査役と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果の報告とともに、期中においても必要な情報交換、または意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

なお、第13期事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名等

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	坂井 知倫	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	轟 芳英	有限責任 あずさ監査法人

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名
その他 3名

へ．社外取締役及び社外監査役

・社外取締役

当社の社外取締役は大堀康祐氏であります。

大堀康祐氏は、長年、ゲーム業界で代表取締役を務めるなど、経営及びゲーム業界に関する豊富な知識・経験と高い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

社外取締役との間には特別の利害関係はございません。

・社外監査役

当社の社外監査役は塩澤義介氏、倉重智行氏、伊藤英佑氏 3 名であります。

塩澤義介氏は、他社で資金部長、監査役を務めるなど、経営や財務、会計についての知識・経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

倉重智行氏は、他社で財務部門管掌、ファイナンス会社の代表取締役社長、監査役を務めるなど、経営や財務、会計についての知識・経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

伊藤英佑氏は、公認会計士として財務及び会計に関して相当程度の知見並びに、企業監査に関する豊富な実績と高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役との間には特別の利害関係はございません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するために独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、各部署での情報収集を基に取締役会を通じてリスク情報を共有することを強化しつつ、必要に応じて専門家の助言を受けております。また、定期的な内部監査の実施により、法令、リスク管理規程及びコンプライアンス規程等の遵守及びリスク管理において問題の有無を検証しております。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を 7 名以内とする旨を定款で定めております。

役員報酬の内容

イ 第13期事業年度における提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	22,968	22,968				2
監査役 (社外監査役を除く)						
社外取締役						4
社外監査役	4,600	4,600				5

(注) 1. 社外取締役4名及び社外監査役3名については無報酬であります。

2. 上記には第13期事業年度中に退任した社外取締役1名、社外監査役2名を含んでおります。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬額は、平成26年11月18日開催の臨時株主総会の決議による報酬限度額内（取締役の報酬限度額は年額200百万円、監査役の報酬限度額は年額40百万円になります。なお、取締役の報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません）において決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務を遂行するに当たり期待される役割を十分に発揮することができるように、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）及び、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第426条第1項の規定により会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づいて、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の施策の履行状況

当社の代表取締役である宮嶋裕二は支配株主に該当しております。当該支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて取引内容及び条件等の妥当性を十分審査、検討した上で決定することとしております。また、必要に応じて顧問弁護士から法的アドバイスを受けるなど、必要な措置を講じて法令遵守する体制を構築しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,000		7,000	300

【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式公開を前提とした監査受託のための調査（ショートレビュー）であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等より監査計画に基づいた監査報酬の見積りの提示を受け、過去の監査実績や当社の業務規模、監査に要する業務量等を勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び当事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、管理部門は各種セミナー等へ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	531,429	568,553
売掛金	294,125	270,791
貯蔵品	9,686	1,841
前払費用	1,512	14,165
繰延税金資産	16,710	19,230
その他	3,907	2,788
貸倒引当金	3,323	2,238
流動資産合計	854,048	875,132
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,113	39,641
減価償却累計額	716	1,851
建物（純額）	3,396	37,790
車両運搬具	570	
減価償却累計額	547	
車両運搬具（純額）	22	
工具、器具及び備品	11,676	15,522
減価償却累計額	9,268	7,082
工具、器具及び備品（純額）	2,408	8,439
有形固定資産合計	5,828	46,229
無形固定資産		
のれん	2,348	876
ソフトウェア	7,586	15,096
ソフトウェア仮勘定	28	
コンテンツ	19,591	14,866
コンテンツ仮勘定	36,377	26,577
その他	144	98
無形固定資産合計	66,077	57,516
投資その他の資産		
敷金及び保証金		24,133
繰延税金資産	30,954	52,997
その他	1,558	1,781
投資その他の資産合計	32,512	78,912
固定資産合計	104,418	182,658
資産合計	958,466	1,057,790

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,238	20,136
未払金	141,341	123,957
未払費用	655	1,076
未払法人税等	38,217	73,544
未払消費税等	8,969	13,871
預り金	2,094	1,627
賞与引当金	28,703	24,998
その他	34	147
流動負債合計	239,253	259,360
固定負債		
資産除去債務		11,178
固定負債合計		11,178
負債合計	239,253	270,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	224,500	224,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	494,712	562,752
利益剰余金合計	494,712	562,752
株主資本合計	719,212	787,252
純資産合計	719,212	787,252
負債純資産合計	958,466	1,057,790

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成26年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	521,620
売掛金	324,808
貯蔵品	514
前払費用	14,848
繰延税金資産	13,204
その他	1,515
貸倒引当金	1,698
流動資産合計	874,813
固定資産	
有形固定資産	
建物	39,641
減価償却累計額	7,108
建物(純額)	32,533
工具、器具及び備品	15,284
減価償却累計額	8,920
工具、器具及び備品(純額)	6,364
有形固定資産合計	38,897
無形固定資産	
ソフトウェア	12,255
コンテンツ	62,126
コンテンツ仮勘定	15,122
その他	64
無形固定資産合計	89,569
投資その他の資産	
敷金及び保証金	24,133
繰延税金資産	59,950
投資その他の資産合計	84,084
固定資産合計	212,551
資産合計	1,087,365

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成26年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	14,254
未払金	116,966
未払費用	1,605
未払法人税等	29,718
未払消費税等	22,517
預り金	1,638
賞与引当金	13,250
流動負債合計	199,950
固定負債	
資産除去債務	11,233
固定負債合計	11,233
負債合計	211,184
純資産の部	
株主資本	
資本金	224,500
利益剰余金	651,681
株主資本合計	876,181
純資産合計	876,181
負債純資産合計	1,087,365

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	1,153,261	1,553,614
売上原価	533,793	760,342
売上総利益	619,468	793,272
販売費及び一般管理費	¹ 562,722	¹ 654,124
営業利益	56,746	139,148
営業外収益		
受取利息	57	64
債務勘定整理益	296	114
還付加算金	833	
物品売却益		51
その他	10	9
営業外収益合計	1,198	240
経常利益	57,944	139,388
特別損失		
固定資産除却損	² 1,106	² 111
本社移転関連費	7,929	7,603
特別損失合計	9,035	7,714
税引前当期純利益	48,908	131,673
法人税、住民税及び事業税	36,892	88,197
法人税等調整額	11,455	24,563
法人税等合計	25,436	63,634
当期純利益	23,471	68,039

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	237,374	37.2	317,506	36.2
経費		400,094	62.8	559,803	63.8
当期総製造費用		637,469	100.0	877,309	100.0
合計		637,469		877,309	
他勘定振替高	2	103,675		116,967	
売上原価		533,793		760,342	

(注) 1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
システム利用料	137,283千円	213,539千円
減価償却費	81,292千円	128,032千円
外注費	50,662千円	70,737千円
サーバー費用	38,380千円	39,890千円

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
コンテンツ仮勘定	95,536千円	103,685千円
ソフトウェア仮勘定	8,139千円	13,282千円
計	103,675千円	116,967千円

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)
売上高	1,141,596
売上原価	531,156
売上総利益	610,439
販売費及び一般管理費	455,746
営業利益	154,693
営業外収益	
受取利息	42
保険返戻金	989
その他	1
営業外収益合計	1,032
経常利益	155,725
特別損失	
固定資産除却損	18
特別損失合計	8
税引前四半期純利益	155,717
法人税、住民税及び事業税	67,715
法人税等調整額	927
法人税等合計	66,788
四半期純利益	88,928

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	224,500	471,240	471,240	695,740	695,740
当期変動額					
当期純利益		23,471	23,471	23,471	23,471
当期変動額合計		23,471	23,471	23,471	23,471
当期末残高	224,500	494,712	494,712	719,212	719,212

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	224,500	494,712	494,712	719,212	719,212
当期変動額					
当期純利益		68,039	68,039	68,039	68,039
当期変動額合計		68,039	68,039	68,039	68,039
当期末残高	224,500	562,752	562,752	787,252	787,252

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	48,908	131,673
減価償却費	82,472	130,156
のれん償却額	594	1,471
資産除去債務履行差額	15,226	
貸倒引当金の増減額（は減少）	170	1,084
賞与引当金の増減額（は減少）	10,486	3,704
受取利息	57	64
固定資産除却損	3,997	3,150
売上債権の増減額（は増加）	84,599	23,333
たな卸資産の増減額（は増加）	9,092	7,845
前払費用の増減（は増加）	3,024	12,653
仕入債務の増減額（は減少）	1,696	898
未払金の増減額（は減少）	76,739	17,384
未払消費税の増減額（は減少）	5,670	4,901
その他	6,088	2,795
小計	157,933	271,335
利息及び配当金の受取額	57	64
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	28,834	53,436
営業活動によるキャッシュ・フロー	186,826	217,963
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,667	36,677
無形固定資産の取得による支出	106,618	119,805
資産除去債務履行による支出	18,100	
敷金及び保証金の差入による支出		24,133
敷金及び保証金の回収による収入	18,874	
その他	222	222
投資活動によるキャッシュ・フロー	111,734	180,839
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	75,091	37,124
現金及び現金同等物の期首残高	456,337	531,429
現金及び現金同等物の期末残高	1 531,429	1 568,553

【注記事項】

(重要な会計方針)

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。	貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～15年 車両運搬具 4年 工具、器具及び備品 4年～10年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 主な自社利用のソフトウェア及びコンテンツについては、収益性を考慮した見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。	(1)有形固定資産 同左 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<p>当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	同左

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	同左

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	同左

(追加情報)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
<p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>	

(貸借対照表関係)

特段記載すべき事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成24年1月1日	(自	平成25年1月1日
	至	平成24年12月31日)	至	平成25年12月31日)
広告宣伝費		276,919千円		299,992千円
回収代行手数料		87,220千円		127,750千円
貸倒引当金繰入額		1,517千円		907千円
役員報酬		30,336千円		27,568千円
給与手当		55,271千円		57,652千円
賞与引当金繰入額		5,869千円		5,090千円
減価償却費		1,134千円		2,078千円
おおよその割合				
販売費		65%		66%
一般管理費		35%		34%

- 2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成24年1月1日	(自	平成25年1月1日
	至	平成24年12月31日)	至	平成25年12月31日)
工具、器具及び備品		1,106千円		111千円
計		1,106千円		111千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,745	-	-	40,745

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,745	-	-	40,745

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	531,429千円	568,553千円
現金及び現金同等物	531,429千円	568,553千円

- 2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
重要な資産除去債務の計上額	千円	11,178千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 24,279千円 1年超 41,649千円 合計 65,928千円

（金融商品関係）

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については借入れによる資金の調達は行っておりません。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務担当部署において短期の資金繰表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち83.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	531,429	531,429	-
(2) 売掛金	294,125		
貸倒引当金()	3,323		
売掛金(純額)	290,801	290,801	-
資産計	822,230	822,230	-
(1) 買掛金	19,238	19,238	-
(2) 未払金	141,341	141,341	-
(3) 未払費用	655	655	-
(4) 未払法人税等	38,217	38,217	-
(5) 未払消費税等	8,969	8,969	-
(6) 預り金	2,094	2,094	-
負債計	210,516	210,516	-

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	531,429	-	-	-
売掛金	294,125	-	-	-
合計	825,554	-	-	-

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については借入れによる資金の調達は行っておりません。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務担当部署において短期の資金繰表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち58.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	568,553	568,553	-
(2) 売掛金	270,791		
貸倒引当金()	2,238		
売掛金(純額)	268,552	268,552	-
(3) 敷金及び保証金	24,133	22,263	1,870
資産計	861,239	859,369	1,870
(1) 買掛金	20,136	20,136	-
(2) 未払金	123,957	123,957	-
(3) 未払費用	1,076	1,076	-
(4) 未払法人税等	73,544	73,544	-
(5) 未払消費税等	13,871	13,871	-
(6) 預り金	1,627	1,627	-
負債計	234,213	234,213	-

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約毎に契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	568,553			
売掛金	270,791			
敷金及び保証金				24,133
合計	839,345			24,133

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開会社でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2 当社従業員 11 社外協力者 1	社外協力者 3	社外協力者 1
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 21,500	普通株式 32,500	普通株式 10,000
付与日	平成16年12月15日	平成17年9月26日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成18年12月16日 至 平成26年12月15日	自 平成18年8月1日 至 平成27年5月29日	自 平成18年11月1日 至 平成27年5月29日
	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社従業員 25	当社従業員 19	当社従業員 18
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 43,750	普通株式 17,000	普通株式 7,500
付与日	平成17年12月22日	平成18年9月27日	平成19年9月28日
権利確定条件	(注)4	(注)5	(注)5
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成19年12月23日 至 平成27年5月29日	自 平成20年9月29日 至 平成28年9月26日	自 平成21年10月1日 至 平成29年9月11日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当社の取締役、従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分を認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 権利確定条件は以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場された後、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者のうち当社の取締役、監査役及び従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。対象者は、新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当会社の取締役、従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定を認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	8,250	7,500	10,000
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)	8,250	7,500	10,000
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	4,750	5,500	4,250
付与(株)			
失効(株)	1,000	500	500
権利確定(株)			
未確定残(株)	3,750	5,000	3,750
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	320	2,000	2,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)(注)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

(注) 1. 上記に掲載した権利行使価格は、平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 千円

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開会社でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 2 当社従業員 11 社外協力者 1	社外協力者 3	社外協力者 1
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 21,500	普通株式 32,500	普通株式 10,000
付与日	平成16年12月15日	平成17年9月26日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成18年12月16日 至 平成26年12月15日	自 平成18年8月1日 至 平成27年5月29日	自 平成18年11月1日 至 平成27年5月29日
	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社従業員 25	当社従業員 19	当社従業員 18
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 43,750	普通株式 17,000	普通株式 7,500
付与日	平成17年12月22日	平成18年9月27日	平成19年9月28日
権利確定条件	(注)4	(注)5	(注)5
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成19年12月23日 至 平成27年5月29日	自 平成20年9月29日 至 平成28年9月26日	自 平成21年10月1日 至 平成29年9月11日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当会社の取締役、従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分を認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 権利確定条件は以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場された後、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者のうち当社の取締役、監査役及び従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。対象者は、新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当会社の取締役、従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定を認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年12月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	8,250	7,500	10,000
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)	8,250	7,500	10,000
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	3,750	5,000	3,750
付与(株)			
失効(株)			500
権利確定(株)			
未確定残(株)	3,750	5,000	3,250
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

(注) 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	320	2,000	2,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)(注)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

(注) 1. 上記に掲載した権利行使価格は、平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	10,754 千円	9,502 千円
貸倒損失	2,878 千円	2,195 千円
未払事業税	2,643 千円	5,332 千円
未払家賃	千円	2,158 千円
減価償却費	25,355 千円	47,105 千円
のれん償却	113 千円	455 千円
減損損失	4,368 千円	千円
一括償却資産	1,190 千円	9,315 千円
資産除去債務	- 千円	3,983 千円
その他	360 千円	42 千円
繰延税金資産 小計	47,664 千円	80,092 千円
評価性引当額	- 千円	3,983 千円
繰延税金資産 合計	47,664 千円	76,108 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する資産	千円	3,880 千円
繰延税金負債 合計	千円	3,880 千円
繰延税金資産 純額	47,664 千円	72,228 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.1%
住民税均等割等	1.0%	0.2%
留保金課税	5.4%	5.8%
評価性引当額の増減	%	3.0%
復興特別法人税分の税率差異	7.0%	1.4%
その他	2.3%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.0%	48.3%

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)																								
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																								
<p>1. 当該資産除去債務の概要 本社の移転時に生じた事業用賃借事務所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間については取得から11年として見積り、割引率は1.09%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0"> <tr> <td>期首残高</td> <td>2,798 千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>74 千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td>2,873 千円</td> </tr> <tr> <td>その他増減額（は減少）</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>千円</td> </tr> </table>	期首残高	2,798 千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	千円	時の経過による調整額	74 千円	資産除去債務の履行による減少額	2,873 千円	その他増減額（は減少）	千円	期末残高	千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 本社の移転時に生じた事業用賃借事務所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間については取得から11年として見積り、割引率は0.6662%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0"> <tr> <td>期首残高</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td>11,159 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>18 千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他増減額（は減少）</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>11,178 千円</td> </tr> </table>	期首残高	千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	11,159 千円	時の経過による調整額	18 千円	資産除去債務の履行による減少額	千円	その他増減額（は減少）	千円	期末残高	11,178 千円
期首残高	2,798 千円																								
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円																								
時の経過による調整額	74 千円																								
資産除去債務の履行による減少額	2,873 千円																								
その他増減額（は減少）	千円																								
期末残高	千円																								
期首残高	千円																								
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,159 千円																								
時の経過による調整額	18 千円																								
資産除去債務の履行による減少額	千円																								
その他増減額（は減少）	千円																								
期末残高	11,178 千円																								

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
該当事項はありません。	同左

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルアプリ サービス	コンテンツ サービス	合計
外部顧客への売上高	431,600	721,661	1,153,261

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
京セラコミュニケーションシステム株式会社	278,847	
株式会社コロブラ	208,221	
株式会社NTTドコモ	181,171	
グリー株式会社	180,208	

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルアプリ サービス	コンテンツ サービス	合計
外部顧客への売上高	670,909	882,705	1,553,614

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	286,966	
株式会社コロブラ	273,611	
京セラコミュニケーションシステム株式会社	263,836	
グリー株式会社	207,097	
株式会社ディー・エヌ・エー	167,781	
KDDI株式会社	155,462	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

取引金額の重要性が高くないと考えられるため開示を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプト（大阪証券取引所JASDAQ市場(現 東京証券取引所JASDAQスタンダード)に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

取引金額の重要性が高くないと考えられるため開示を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプト（東京証券取引所市場第一部に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	353.03円	386.43円
1株当たり当期純利益金額	11.52円	33.40円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準を適用しなかった場合の、前事業年度及び当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	17,651.56円	19,321.45円
1株当たり当期純利益金額	576.07円	1,669.89円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	23,471	68,039
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	23,471	68,039
普通株式の期中平均株式数(株)	2,037,250	2,037,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の個数633個)	新株予約権6種類(新株予約権の個数623個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	719,212	787,252
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	719,212	787,252
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,037,250	2,037,250

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(新株予約権の発行)

当社は平成26年1月21日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成26年1月21日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権(ストック・オプション)を発行することを決議いたしました。

・新株予約権発行の目的

当社の取締役及び従業員の業績向上への貢献意欲や士気を向上させるとともに、当社の結束力をさらに高め、強固なものとする中で、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大に資することを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

・新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

下記3. に定める内容の新株予約権200個

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式10,000株を上限とし、下記3.(1)により定義する付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数に乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個につき目的である株式(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併及び会社分割並びに株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当等の条件を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使すべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権に係る付与株式数に乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(3)新株予約権を行使することができる期間

平成28年1月23日から平成36年1月20日までとする。

(4)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に係る事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により、本新株予約権は譲渡できない旨が定められております。

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

本新株予約権の行使は、平成27年12月期から平成34年12月期のうち、会社の経常利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益をいい、以下同様とする)が5億円を超えた決算期の有価証券報告書の提出日を含む期から、1年間で行使される本新株予約権の数が30を超えない範囲で認められるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7)新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

なお、平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株を50株に分割しております。

（株式分割）

当社は、平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月18日を基準日として平成26年11月19日付で株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年11月18日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、以下のとおりであります。

1．株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位を引き下げ、株式の流動性を向上させることにより、投資家層の拡大を図る目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に則り、当社株式売買単位を100株とする目的で、単元株制度を採用いたします。

2．株式分割の概要

(1)株式分割の概要

平成26年11月18日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を1株につき50株の割合で分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	40,745株
今回の分割により増加する株式数	1,996,505株
株式分割後の発行済株式総数	2,037,250株
株式分割後の発行可能株式総数（注）	8,140,000株

(注)平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議により、平成26年11月19日付で発行可能株式総数の変更に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,020,000株増加し、8,140,000株となっております。

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出してあり、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3．単元株制度の採用

平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議により、平成26年11月19日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

【注記事項】

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当第3四半期累計期間の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、38.0%から35.6%に変更しております。

なお、当該変更による影響額は軽微であります。

(四半期損益計算書関係)

- 1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
工具、器具及び備品	8千円
計	8千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	73,962千円
のれん償却額	876千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	43円65銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	88,928
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	88,928
普通株式の期中平均株式数(株)	2,037,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年1月21日取締役 会決議 第14回新株予約権 (新株予約権の数200個)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月18日を基準日として平成26年11月19日付で株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年11月18日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

内容は、以下のとおりであります。

1．株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位を引き下げ、株式の流動性を向上させることにより投資家層の拡大を図る目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に則り、当社株式売買単位を100株とする目的で、単元株制度を採用いたします。

2．株式分割の概要

(1)株式分割の概要

平成26年11月18日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を1株につき50株の割合で分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	40,745株
今回の分割により増加する株式数	1,996,505株
株式分割後の発行済株式総数	2,037,250株
株式分割後の発行可能株式総数(注)	8,140,000株

(注)平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議により、平成26年11月19日付で発行可能株式総数の変更に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は8,020,000株増加し、8,140,000株となっております。

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

3．単元株制度の採用

平成26年11月18日開催の臨時株主総会決議により、平成26年11月19日付で単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

【附属明細表】(平成25年12月31日現在)

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	4,113	39,851	4,323	39,641	1,851	2,580	37,790
車両運搬具	570		570			4	
工具、器具及び備品	11,676	7,985	4,139	15,522	7,082	1,700	8,439
有形固定資産計	16,360	47,836	9,032	55,164	8,934	4,285	46,229
無形固定資産							
のれん	2,942			2,942	2,066	1,471	876
ソフトウェア	30,123	16,149	9,455	36,817	21,720	8,639	15,096
ソフトウェア仮勘定	28	13,282	13,310				
コンテンツ	84,577	112,461	65,320	131,718	116,851	117,186	14,866
コンテンツ仮勘定	36,377	103,685	113,485	26,577			26,577
その他	456			456	357	45	98
無形固定資産計	154,504	245,577	201,571	198,511	140,995	127,342	57,516

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	本社事務所移転による増加	28,691千円
建物	本社	資産除去債務に関する増加	11,159千円
工具、器具及び備品	本社	本社事務所移転による増加	7,985千円
ソフトウェア	本社	会計システム導入による増加	2,838千円
ソフトウェア	本社	ソフトウェア仮勘定からの振替	13,310千円
ソフトウェア仮勘定	本社	社内開発による増加	13,282千円
コンテンツ	本社	コンテンツ仮勘定からの振替	112,461千円
コンテンツ仮勘定	本社	社内開発による増加	103,685千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	本社事務所移転による減少	4,323千円
工具、器具及び備品	本社	機材除却による減少	4,139千円
ソフトウェア	本社	サービス終了による減少	9,455千円
ソフトウェア仮勘定	本社	ソフトウェア勘定へ振替	13,310千円
コンテンツ	本社	サービス終了による減少	65,320千円
コンテンツ仮勘定	本社	開発中止による原価振替	1,024千円
コンテンツ仮勘定	本社	コンテンツ勘定へ振替	112,461千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,323	2,238	1,992	1,331	2,238
賞与引当金	28,703	24,998	28,239	464	24,998

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、実際支給額との差額の戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年12月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	256
預金	
普通預金	417,871
定期預金	150,425
計	568,297
合計	568,553

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社NTTドコモ	57,224
京セラコミュニケーションシステム株式会社	53,453
株式会社コロブラ	48,491
グリー株式会社	26,598
株式会社ディー・エヌ・エー	23,766
その他	61,257
合計	270,791

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	貸倒償却 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)		(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
294,125	1,631,279	1,648,548	6,064	270,791	85.6	63

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

貯蔵品

区分	金額(千円)
未稼動ラック用スイッチー式	1,274
採用パンフレット	533
切手及び収入印紙	32
合計	1,841

敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
ジャパンリアルエステイト投資法人	24,133
合計	24,133

繰延税金資産(固定資産)

繰延税金資産(固定資産)は、52,997千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般社団法人日本音楽著作権協会	5,986
GMOクラウド株式会社	2,784
株式会社さかな	2,405
株式会社DICO	1,103
外注先(個人)	626
その他	7,230
合計	20,136

未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社コロブラ	19,190
グリーン株式会社	10,444
株式会社ディー・エヌ・エー	9,292
株式会社アドウェイズ	8,414
Google Inc.	8,357
その他	68,258
合計	123,957

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	50,131
住民税	9,376
事業税	14,036
合計	73,544

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成27年2月17日開催の取締役会において承認された第14期事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

【財務諸表】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	624,806
売掛金	327,164
貯蔵品	499
前払費用	15,276
繰延税金資産	19,997
その他	3,544
貸倒引当金	1,499
流動資産合計	989,790
固定資産	
有形固定資産	
建物	39,641
減価償却累計額	8,861
建物(純額)	30,780
工具、器具及び備品	14,615
減価償却累計額	9,381
工具、器具及び備品(純額)	5,233
有形固定資産合計	36,014
無形固定資産	
ソフトウェア	9,546
コンテンツ	39,019
コンテンツ仮勘定	16,908
その他	53
無形固定資産合計	65,527
投資その他の資産	
敷金及び保証金	24,133
繰延税金資産	69,226
投資その他の資産合計	93,360
固定資産合計	194,902
資産合計	1,184,693

(単位：千円)

当事業年度
(平成26年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	11,913
未払金	119,622
未払費用	982
未払法人税等	73,705
未払消費税等	31,744
預り金	1,412
賞与引当金	26,590
その他	1,891
流動負債合計	267,861
固定負債	
資産除去債務	11,252
固定負債合計	11,252
負債合計	279,114
純資産の部	
株主資本	
資本金	224,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	681,079
利益剰余金合計	681,079
株主資本合計	905,579
純資産合計	905,579
負債純資産合計	1,184,693

□ 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
売上高		1,540,225
売上原価		741,070
売上総利益		799,155
販売費及び一般管理費	1	587,632
営業利益		211,522
営業外収益		
受取利息		53
保険返戻金		989
その他		15
営業外収益合計		1,058
経常利益		212,581
特別損失		
固定資産除却損	2	523
特別損失合計		523
税引前当期純利益		212,057
法人税、住民税及び事業税		110,726
法人税等調整額		16,996
法人税等合計		93,730
当期純利益		118,326

【売上原価明細書】

		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	359,631	41.4
経費		509,156	58.6
当期総製造費用		868,788	100.0
合計		868,788	
他勘定振替高	2	127,717	
売上原価		741,070	

(注) 1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
システム利用料	203,105千円
減価償却費	122,550千円
外注費	64,804千円
サーバー費用	31,177千円

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
コンテンツ仮勘定	126,192千円
ソフトウェア仮勘定	1,525千円
計	127,717千円

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

八 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	224,500	562,752		562,752	787,252
当期変動額					
当期純利益		118,326	118,326	118,326	118,326
当期変動額合計		118,326	118,326	118,326	118,326
当期末残高	224,500	681,079	681,079	905,579	905,579

二 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	212,057
減価償却費	126,995
のれん償却額	876
貸倒引当金の増減額(は減少)	738
賞与引当金の増減額(は減少)	1,591
受取利息	53
固定資産除却損	523
売上債権の増減額(は増加)	56,372
たな卸資産の増減額(は増加)	1,341
前払費用の増減(は増加)	1,111
仕入債務の増減額(は減少)	8,222
未払金の増減額(は減少)	4,335
未払消費税の増減額(は減少)	17,873
その他	1,246
小計	291,671
利息及び配当金の受取額	53
法人税等の支払額	110,524
営業活動によるキャッシュ・フロー	181,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	127,717
保険積立金の解約による収入	2,770
投資活動によるキャッシュ・フロー	124,946
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	56,253
現金及び現金同等物の期首残高	568,553
現金及び現金同等物の期末残高	624,806

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を適用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

主な自社利用のソフトウェア及びコンテンツについては、収益性を考慮した見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

特段記載すべき事項はありません。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
広告宣伝費	250,901千円
回収代行手数料	119,039千円
貸倒引当金繰入額	350千円
役員報酬	32,680千円
給与手当	64,116千円
賞与引当金繰入額	4,425千円
減価償却費	4,445千円
おおよその割合	
販売費	64%
一般管理費	36%

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
工具、器具及び備品	450千円
ソフトウェア	73千円
計	523千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,745	1,996,505		2,037,250

(変動事由の概要)

株式分割

普通株式1株を50株に分割したことによる増加 1,996,505株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金	624,806千円
現金及び現金同等物	624,806千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成26年12月31日)
1年内	24,279千円
1年超	17,369千円
合計	41,649千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については借入れによる資金の調達は行っておりません。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務担当部署において短期の資金繰表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち57.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	624,806	624,806	
(2) 売掛金	327,164		
貸倒引当金()	1,499		
売掛金(純額)	325,664	325,664	
(3) 敷金及び保証金	24,133	23,363	770
資産計	974,605	973,834	770
(1) 買掛金	11,913	11,913	
(2) 未払金	119,622	119,622	
(3) 未払費用	982	982	
(4) 未払法人税等	73,705	73,705	
(5) 未払消費税等	31,744	31,744	
(6) 預り金	1,412	1,412	
負債計	239,380	239,380	

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約毎に契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	624,806			
売掛金	327,164			
敷金及び保証金			24,133	
合計	951,971		24,133	

(有価証券関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開会社でありストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 11 社外協力者 1	社外協力者 3	社外協力者 1
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 21,500	普通株式 32,500	普通株式 10,000
付与日	平成16年12月15日	平成17年9月26日	平成17年10月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成18年12月16日 至 平成26年12月15日	自 平成18年8月1日 至 平成27年5月29日	自 平成18年11月1日 至 平成27年5月29日
	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 25	当社従業員 19	当社従業員 18
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 43,750	普通株式 17,000	普通株式 7,500
付与日	平成17年12月22日	平成18年9月27日	平成19年9月28日
権利確定条件	(注)4	(注)5	(注)5
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成19年12月23日 至 平成27年5月29日	自 平成20年9月29日 至 平成28年9月26日	自 平成21年10月1日 至 平成29年9月11日
	第14回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1		
株式の種類及び付与数(株) (注)1	普通株式 10,000		
付与日	平成26年1月22日		
権利確定条件	(注)6		
対象勤務期間	定めておりません		
権利行使期間	自 平成28年1月23日 至 平成36年1月20日		

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、上記に記載されたストック・オプション等の数は平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は、以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者のうち当社の取締役、従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分を認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 権利確定条件は以下の通りであります。

新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場された後、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者のうち当社の取締役、監査役及び従業員(本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む)については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。

新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続開始もしくは倒産手続開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。

各新株予約権の一部行使は認めない。対象者は、新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 権利確定条件は、以下の通りであります。
- 新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権の割当を受けた者のうち当会社の取締役、従業員（本新株予約権発行後新たに従業員になった者を含む）については、権利行使時においてもそのいずれかの地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合において、当社取締役会が新株予約権者の継続保有を相当と認める場合にはこの限りではない。
- 新株予約権者が破産手続き開始、民事再生手続き開始もしくは倒産手続き開始の申立があった場合、または差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合もしくは滞納処分を受けた場合には、新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者が死亡した場合は、その相続を認めないものとする。
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分は認めないものとする。
- 各新株予約権の一部行使は認めない。新株予約権者は新株予約権の割当数の一部または全部を行使することができる。
- その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
5. 権利確定条件は、以下の通りであります。
- 新株予約権者は、日本国内のいずれかの証券取引所に上場され、6ヵ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定を認めないものとする。
- その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
6. 権利確定条件は、以下の通りであります。
- 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社関連会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役の承認を得た場合はこの限りではない。
- 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- 本新株予約権の行使は、平成27年12月期から平成34年12月期のうち、会社の経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする）が5億円を超えた決算期の有価証券報告書の提出日を含む日から、1年間で行使される本新株予約権の数が30を超えない範囲で認められるものとする。
- 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年12月期)において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	8,250	7,500	10,000
付与(株)			
失効(株)	8,250		
権利確定(株)			
未確定残(株)		7,500	10,000
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末(株)	3,750	5,000	3,250
付与(株)			
失効(株)		1,000	250
権利確定(株)			
未確定残(株)	3,750	4,000	3,000
権利確定後			
前事業年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)			

	第14回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末(株)	
付与(株)	10,000
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	10,000
権利確定後	
前事業年度末(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

(注) 1. 上記に記載されたストック・オプション等の数は平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権については、平成26年12月15日をもって行使期間を満了したことにより失効いたしました。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	320	2,000	2,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格(円)(注)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

	第14回新株予約権
権利行使価格(円)	1,001
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 1. 上記に掲載した権利行使価格は、平成17年5月9日付株式分割(1株につき5株)及び平成26年11月19日付株式分割(1株につき50株)による分割後の価格に換算して記載しております。

2. 行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金		9,476 千円
貸倒損失		1,153 千円
未払事業税		4,702 千円
未払家賃		3,794 千円
減価償却費		67,008 千円
のれん償却		544 千円
一括償却資産		4,779 千円
資産除去債務		4,010 千円
その他		870 千円
繰延税金資産 小計		96,341 千円
評価性引当額		4,010 千円
繰延税金資産 合計		92,330 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する資産		3,106 千円
繰延税金負債 合計		3,106 千円
繰延税金資産 純額		89,224 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

		当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率		38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.1%
住民税均等割等		0.2%
留保金課税		4.8%
評価性引当額の増減		0.0%
復興特別法人税分の税率差異		1.9%
その他		0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		44.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、38.0%から35.6%に変更しております。

なお、当該変更による影響額は軽微であります。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の移転時に生じた事業用賃借事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については取得から11年として見積り、割引率は0.6662%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
期首残高	11,178 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円
時の経過による調整額	74 千円
資産除去債務の履行による減少額	千円
その他増減額(は減少)	千円
期末残高	11,252 千円

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ソーシャルアプリ サービス	コンテンツ サービス	合計
外部顧客への売上高	653,636	886,589	1,540,225

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社NTTドコモ	301,255	
株式会社コロブラ	286,884	
京セラコミュニケーションシステム株式会社	228,197	
KDDI株式会社	164,275	
グリー株式会社	161,771	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、モバイルサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日)

1 . 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

取引金額の重要性が高くないと考えられるため開示を省略しております。

2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度において当社の親会社であった株式会社オプトは、平成26年 1 月29日に保有する当社株式の一部を売却いたしました。さらに、平成26年11月18日までに株式会社オプトの従業員が当社の役員を辞任又は退任し、株式会社オプトの従業員の役員兼任はなくなりました。これにより、株式会社オプトは、当社の親会社ではなくなりました。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	444.51円
1株当たり当期純利益金額	58.08円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	118,326
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	118,326
普通株式の期中平均株式数(株)	2,037,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の個数765個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (平成26年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	905,579
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	905,579
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,037,250

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	毎年12月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 本店 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 無料
公告掲載方法	公告掲載URL http://www.mobilefactory.jp/ 電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年6月29日	みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合無限責任組合員みずほキャピタル株式会社代表取締役社長 川端 雅一	東京都千代田区内幸町一丁目	特別利害関係者等(大株主上位10名)	宮嶌 裕二	東京都港区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	100	1,742,000 (17,420) (注)4	所有者の事情による
平成26年1月29日	株式会社オプト代表取締役社長 鉢嶺 登	東京都千代田区四番町6番	特別利害関係者等(大株主上位10名)	深井 未来生	東京都大田区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	60	3,002,400 (50,040) (注)4	当社の資本政策による
平成26年1月29日	株式会社オプト代表取締役社長 鉢嶺 登	東京都千代田区四番町6番	特別利害関係者等(大株主上位10名)	モバイルファクトリー従業員持株会理事長 宮井 秀卓	東京都品川区東五反田一丁目24番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社従業員持株会	281	14,061,240 (50,040) (注)4	当社の資本政策による
平成26年11月19日	モバイルファクトリー従業員持株会理事長 石澤 浩子	東京都品川区東五反田一丁目24番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社従業員持株会	宮井 秀卓	神奈川県川崎市麻生区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	1,400	1,401,120 (1,000.80) (注)5	従業員持株会からの持分の引出し

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準法等により算出した価格を参考にし、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

5. 移動価格は、直近取引事例を参考にし、当事者間での協議の上決定した価格であります。

6. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月18日を基準日として、平成26年11月19日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。記載内容は、平成26年11月18日以前の移動については、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。平成26年11月19日以降の移動については、分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成26年1月22日
種類	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 200株
発行価格	1株につき50,040円 (注)5
資本組入額	25,020円
発行価額の総額	10,008,000円
資本組入額の総額	5,004,000円
発行方法	平成26年1月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。
3. 発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき50,040円
行使期間	自 平成28年1月23日 至 平成36年1月20日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

5. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で、1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は分割前の株数で記載しております。

2 【取得者の概況】

第14回新株予約権(ストック・オプション)平成26年1月21日取締役会決議

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
深井 未来生	東京都大田区	会社役員	150	7,506,000 (50,040)	特別利害関係者等 (当社取締役) (注) 2
宮井 秀卓	神奈川県川崎市麻生区	会社員	50	2,502,000 (50,040)	当社従業員 (注) 3

- (注) 1. 平成26年10月24日開催の取締役会決議により、平成26年11月19日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
2. 平成26年1月29日に株式の譲受が行われたため、本書提出日現在において、特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)となっております。
3. 宮井秀卓は、新株予約権付与日以降、当社従業員持株会より株式の引出し及び、平成26年11月18日開催の臨時株主総会において、取締役に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)となっております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
宮嶋 裕二 1、2	東京都品川区	1,139,300	54.89
株式会社オプト 1	東京都千代田区四番町6番	822,400 (7,500)	39.62 (0.36)
角家 弘志 1	東京都港区	25,000	1.20
SBIホールディングス株式会社 1	東京都港区六本木一丁目6-1	25,000	1.20
Jトラスト株式会社 1	東京都港区虎ノ門一丁目7-12	20,000 (10,000)	0.96 (0.48)
モバイルファクトリー従業員持株会 1	東京都品川区東五反田一丁目24-2	12,650	0.61
深井 未来生 1、3	東京都大田区	10,500 (7,500)	0.51 (0.36)
宮井 秀卓 1、3	神奈川県川崎市麻生区	5,400 (4,000)	0.27 (0.19)
みずほ証券株式会社 1、4	東京都千代田区大手町一丁目5-1	5,000	0.24
みずほキャピタル株式会社 1	東京都千代田区内幸町一丁目2-1	1,000	0.05
木村 岳文 5	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
四條 裕樹 5	千葉県八千代市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
阿部 正浩 5	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
小泉 啓明 5	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
石澤 浩子 5	神奈川県横浜市港北区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
石川 陽泉 5	埼玉県深谷市	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
馬場 麻友 5	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
駒崎 剛	埼玉県春日部市	750 (750)	0.04 (0.04)
今泉 真智子 5	埼玉県和光市	500 (500)	0.02 (0.02)
佐藤 舞子 5	東京都渋谷区	500 (500)	0.02 (0.02)
丹下 理恵 5	東京都狛江市	250 (250)	0.01 (0.01)
祭原 祐 5	東京都大田区	250 (250)	0.01 (0.01)
計		2,075,500 (38,250)	100 (1.84)

(注)1. 「氏名又は名称」欄の 番号は、次のとおりの株式の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)
- 3 特別利害関係者等(当社取締役)
- 4 特別利害関係者等(金融商品取引業者等)
- 5 当社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知 倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モバイルファクトリーの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モバイルファクトリーの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モバイルファクトリーの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モバイルファクトリーの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月10日

株式会社モバイルファクトリー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モバイルファクトリーの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モバイルファクトリーの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。